平成20年（第３回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	6月　2日	月	開会・提案理由説明	
2	6月　3日	火	休会	
3	6月　4日	水	発言通告締切（午後５時まで）	
4	6月　5日	木	休会	
5	6月　6日	金	質疑・一般質問	
6	6月　7日	(土)	休会	
7	6月　8日	(日)		
8	6月　9日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
9	6月　10日	火	本会議なし	建設環境
１０	6月　11日	水		経済観光
１１	6月　12日	木		文教厚生
１２	6月　13日	金		総務
１３	6月　14日	(土)	休会	
１４	6月　15日	(日)		
１５	6月　16日	月	本会議なし	議会運営
１６	6月　17日	火	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成20年（第３回）山鹿市議会６月定例会

目　次

第１号（６月２日）　頁

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 3
３．出席議員 …… 3
４．説明のため出席した者 …… 4
５．事務局職員出席者 …… 5
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6
７．日程第２　会期の決定 …… 6
８．日程第３　表彰状の伝達 …… 6
９．日程第４　議案第56号～議案第65号
　　報告第２号～報告第５号 …… 8
10．提案理由の説明 …… 8
（１）議案第56号（中野市民福祉部長） …… 8
（２）議案第57号（福田商工観光部長） …… 9
（３）議案第58号（有働建設部長） …… 10
（４）議案第59号（池田総務部長） …… 11
（５）議案第60号（中野市民福祉部長） …… 11
（６）議案第61号（池田総務部長） …… 12
（７）議案第62号（池田総務部長） …… 12
（８）議案第63号（中野市民福祉部長） …… 13
（９）議案第64号（杉燒副市長） …… 13
（10）議案第65号（杉燒副市長） …… 13
（11）報告第２号（池田総務部長） …… 14
（12）報告第３号（池田総務部長） …… 14
（13）報告第４号（池田総務部長） …… 14
（14）報告第５号（池田総務部長） …… 15
11．散　会 …… 15

第２号（６月６日）

１．議事日程 …… 19

２．本日の会議に付した事件 …… 19
３．出席議員 …… 20
４．説明のため出席した者 …… 20
５．事務局職員出席者 …… 21
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 22
（１）森川昭彦議員第１回目一般質問 …… 22
〇福田商工観光部長答弁 …… 23
〇田中教育長答弁 …… 24
（２）森川昭彦議員第２回目一般質問 …… 26
〇福田商工観光部長答弁 …… 27
（３）森川昭彦議員第３回目一般質問 …… 28
〇福田商工観光部長答弁 …… 29
〇三森総務部次長答弁 …… 29
〇八木田教育部長答弁 …… 30
〇有働建設部長答弁 …… 30
（４）太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（１回目） …… 31
〇杉燒副市長答弁 …… 32
（５）太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（２回目） …… 34
〇杉燒副市長答弁 …… 34
（６）太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（１回目） …… 35
〇三森総務部次長答弁 …… 36
〇松永農林部長答弁 …… 37
（７）太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（２回目） …… 38
（８）森　久雄議員第１回目一般質問 …… 41
〇池田総務部長答弁 …… 43
〇中嶋市長答弁 …… 43
〇藏原環境部長答弁 …… 44
（９）藤原　弘議員第１回目質疑・一般質問 …… 46
〇松永農林部長答弁 …… 46
〇藏原環境部長答弁 …… 47
(10) 藤原　弘議員第２回目質疑・一般質問 …… 48
〇松永農林部長答弁 …… 48
〇藏原環境部長答弁 …… 49
(11) 藤原　弘議員第３回目質疑・一般質問 …… 50

○杉燒副市長答弁 …… 50
7．散　会 …… 51

第３号（６月９日）

1．議事日程 …… 55
2．本日の会議に付した事件 …… 56
3．出席議員 …… 56
4．説明のため出席した者 …… 57
5．事務局職員出席者 …… 58
6．日程第１　質疑・一般質問 …… 59
（1）北原昭三議員第１問目一般質問（１回目） …… 59
○池田総務部長答弁 …… 60
（2）北原昭三議員第１問目一般質問（２回目） …… 61
○有働建設部長答弁 …… 62
（3）北原昭三議員第１問目一般質問（３回目） …… 63
○八木田教育部長答弁 …… 64
（4）北原昭三議員第２問目一般質問（１回目） …… 64
○三森総務部次長答弁 …… 65
（5）北原昭三議員第２問目一般質問（２回目） …… 66
○三森総務部次長答弁 …… 67
（6）北原昭三議員第３問目一般質問（１回目） …… 68
○三森総務部次長答弁 …… 68
（7）北原昭三議員第３問目一般質問（２回目） …… 68
○三森総務部次長答弁 …… 69
（8）原　徹議員第１・２問目一般質問（１回目） …… 69
○中野市民福祉部長答弁…… 71
（9）原　徹議員第１・２問目一般質問（２回目） …… 72
○中嶋市長答弁 …… 74
○中野市民福祉部長答弁…… 74
(10) 原　徹議員第１・２問目一般質問（３回目） …… 75
○中嶋市長答弁 …… 77
○中野市民福祉部長答弁…… 78
(11) 原　徹議員第３問目一般質問（１回目） …… 78
○池田総務部長答弁 …… 80

(12) 原　徹議員第３問目一般質問（２回目）　…… 81
〇池田総務部長答弁　…… 82
(13) 原　徹議員第３問目一般質問（３回目）　…… 83
〇池田総務部長答弁　…… 84
(14) 川野　功議員第１問目一般質問（１回目）　…… 85
〇田中教育長答弁　…… 86
〇八木田教育部長答弁　…… 88
(15) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目）　…… 88
〇田中教育長答弁　…… 89
(16) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目）　…… 91
〇有働建設部長答弁　…… 93
〇福田商工観光部長答弁　…… 93
(17) 川野　功議員第３問目一般質問（１回目）　…… 94
〇池田総務部長答弁　…… 95
(18) 川野　功議員第３問目一般質問（２回目）　…… 96
〇池田総務部長答弁　…… 96
(19) 川野　功議員第３問目一般質問（３回目）　…… 97
(20) 吉本政幸議員第１回目一般質問　…… 98
〇松永農林部長答弁　…… 99
(21) 吉本政幸議員第２回目一般質問　…… 100
〇松永農林部長答弁　…… 100
(22) 吉本政幸議員第３回目一般質問　…… 102
〇松永農林部長答弁　…… 102
７．日程第２　委員会付託…… 104
８．散　会　…… 104

第４号（６月17日）

１．議事日程　…… 107
２．本日の会議に付した事件　…… 107
３．出席議員　…… 108
４．説明のため出席した者　…… 109
５．事務局職員出席者　…… 110
６．日程第１　議案第56号～議案第65号
請願第８号・陳情第22号　…… 111

７．各常任委員長の報告 …… 111
（１）建設環境常任委員長報告 …… 111
（２）経済観光常任委員長報告 …… 112
（３）文教厚生常任委員長報告 …… 113
（４）総務常任委員長報告 …… 114
８．質　疑 …… 115
９．討　論 …… 115
10．採　決 …… 115
11．日程第２　議員派遣の件 …… 117
12．日程追加　日程第３　意見書案第２号 …… 117
13．提案理由の説明 …… 118
（１）意見書案第２号（職員朗読） …… 118
14．質　疑 …… 120
15．討　論 …… 120
16．採　決 …… 120
17．閉　会 …… 120

６月２日（月曜日）

平成20年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成20年６月２日（月曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　表彰状の伝達
第４　議案第56号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例
議案第57号　山鹿市商工業振興基本条例
議案第58号　山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例
議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第60号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第61号　損害賠償の額を定め和解することについて
議案第62号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第63号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第64号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第65号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第２号　専決処分の報告について
報告第３号　専決処分の報告について
報告第４号　平成19年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第５号　山鹿市土地開発公社の経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番　平　井　光　臣　君
２番　北　原　昭　三　君
３番　芹　川　正　美　君
４番　藤　原　　豊　君
５番　立　山　秀　木　君
６番　立　山　　隆　君

7番	原　　徹	君
8番	平井邦廣	君
9番	吉本政幸	君
10番	池田誠一	君
11番	堀　茂幸	君
12番	永田紘二	君
13番	森川昭彦	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	杉焼義文	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	池田永実	君
市民福祉部長	中野　力	君
農林部長	松永道郎	君
商工観光部長	福田憲之	君
建設部長	有働郁夫	君

環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	栃原昭一君
市民福祉部次長	富田辰郎君
農林部次長	冨田弘海君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者兼会計課長	北井孝範君
財政課長	米加田純正君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	大森健司君
都市計画課長	宮本稔君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤真澄君
書記	中村武志君
書記	森英州君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいまから平成20年（第３回）山鹿市議会６月定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において堀　茂幸議員、永田紘二議員を指名します。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から６月17日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　表彰状の伝達

○議長（高野誠二君）

日程第３、表彰状の伝達を行います。

去る５月28日、東京日比谷公会堂におきまして、第84回全国市議会議長会定期総会が開催されました。その際、議員在職15年以上の特別表彰を丸山康昭議員が、議員在職10年以上の特別表彰を古田信助議員が、全国市議会議長会会長表彰を受賞されました。よって、本日、その表彰状の伝達を行います。受賞者の方々は、演壇の方にお願いいたします。

［表彰状伝達］

○議長（高野誠二君）

表彰状

山鹿市
丸山康昭殿

あなたは市議会議員として十五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十四回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十年五月二十八日
全国市議会議長会
会長　藤田博之

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（高野誠二君）

表彰状

山鹿市
古田信助殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十四回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十年五月二十八日
全国市議会議長会
会長　藤田博之

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（高野誠二君）

受賞者の方々には、まことにおめでとうございました。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第４　議案第５６号～議案第６５号

報告第２号～報告第５号

○議長（高野誠二君）

日程第４、議案第56号から報告第５号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第56号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例

議案第57号　山鹿市商工業振興基本条例

議案第58号　山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例

議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第60号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第61号　損害賠償の額を定め和解することについて

議案第62号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第63号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第64号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第65号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第２号　専決処分の報告について

報告第３号　専決処分の報告について

報告第４号　平成19年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第５号　山鹿市土地開発公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

議案第56号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例についてご説明します。

１ページをお願いします。

今回の改正は、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づき、ゆ～かむの管理を指定管理者に行わせるために、休館日、開館時間、指定管理者による管理、業務及び利用料金に係る規定を加え、条文の整備を行うものです。

まず、第12条から第15条までを、それぞれ繰り下げ、新たに第14条の次に、次の３条を加えるものです。

第15条は、指定管理者による管理の規定で、地方自治法第244条の２第３項の規定により、指定管理者に管理を行わせることができるとするものです。以降、各項については、休館日及び開館時間の変更等を規定しています。

第16条は、指定管理者の業務の規定で、利用の承認に関する業務等を規定しています。

２ページをお願いします。

第17条、利用料金の規定で、管理を指定管理者に行わせる場合は、利用料金を収受させることができること等を規定しています。

それから、第４条から第11条までをそれぞれ繰り下げ、また条文の整備を行い、新たに第３条の次に次の２条を加えるものです。第４条は、休館日の規定で、木曜日及び年末年始を休館するものです。第５条は、開館時間の規定で、午前10時から午後10時までとするものです。

別表につきましては、条文の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

議案第57号　山鹿市商工業振興基本条例についてご説明申し上げます。

山鹿市の主要な経済的基盤でございます商工業の発展は、単にその事業者の経済的な利益の伸長をもたらすだけではなく、市民生活の向上や地域社会の活性化に大きな役割を果たすものです。

一方で国内の厳しい経済状況の中、本市の商工業事業者は、後継者不足や地域間競争など、多くの課題を抱えています。そこで、本市における商工業の基盤の強化や持続的な発展を促進する基本となる事項を定めるため、本条例を制定するものです。

それでは、条文に即しまして、ご説明の方を申し上げます。第１条では目的を、商工業の基盤の強化や持続的発展の促進により、市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現と規定をしています。

また、第２条では、本条例における用語の定義を行い、第３条において、本市の商工業振興の基本理念としまして、事業者の創意工夫、自助努力として、各事業者

や行政、市民連携、さらには文化や環境への配慮を規定しています。

以下、第４条から第８条までは、市、商工業者、商店会、商工団体の責務と市民の商工業振興への理解と協力について規定をしています。

附則としまして、本条例は公布の日から施行することとしています。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

おはようございます。議案第58号　山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例についてご説明します。

市街地の郊外への拡散を抑制し、町の機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方に基づき、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、都市計画法の、いわゆるまちづくり三法が平成18年５月に改正されました。このうち、都市計画法の改正では、床面積が１万平方メートルを超える大規模集客施設が立地できるエリアが大幅に制限され、都市計画区域内においては、商業地域、近隣商業地域、準工業地域の３用途地域に立地が限定されています。

しかし、本市のように都市活動の規模が比較的小さい地方都市においては、この３用途地域のうち、準工業地域への大規模集客施設立地においても、都市構造や商業、まちづくり活動に大きな影響を与えることが予想されます。このため、主に国道３号沿線に配置しています準工業地域全域を大規模集客施設制限地区として、都市計画法による特別用途地区を都市計画決定し、建築基準法第49条第１項の規定に基づき、特別用途地区における大規模集客施設の建築制限に関する必要な事項を定めるため提案するものです。

以下、議案によりご説明します。

第１条は条例の趣旨、第２条は用語の定義です。第３条は、特別用途地区において、建築してはならない建築物を定めるもので、別表記載のとおり、床面積が１万平方メートルを超える劇場、映画館、店舗、遊技場など、大規模集客施設についての建築制限規定です。

第４条及び第５条は、条例施行日、いわゆる基準日において、この条例の規定に適合しない既存建築物について制限の一部を緩和するためのもので、増改築に関する緩和規定、建築物の建物用途を類似用途へ変更する場合の用途変更に関する緩和規定です。

第６条及び第７条は、本建築制限条例の規定に違反した場合の罰則に関する規定

です。

なお、附則として、この条例は平成20年７月１日から施行するものです。

よろしくご審議賜りますようお願いしまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正です。第１条は、歳入歳出予算の総額に3330万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を261億8330万9000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出によりご説明します。

９ページをお開き願います。

（款）農林水産業費、（目）林業振興費の補正額3279万8000円は、国の林業木材産業施設等整備事業の補助内示に伴い、株式会社幸の国木材工業における木材処理加工施設の導入を機に、同社の生産性の向上及び労働強度の軽減など、経営環境の改善に向けての取り組みを支援するものです。

続きまして、（款）商工費、（目）商工総務費の補正額1000円は、プラザファイブ再生に向けて設立されています温泉プラザ建替組合に係る民法上の出資金です。

次の（目）商工振興費の補正額３万円は、中心市街地活性化協議会の組織化に伴い設立されます、まちづくり会社に係る出資金です。

10ページをお開き願います。

（款）教育費、（目）教育振興費の補正額48万円は、学校教育において、さまざまな体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むものです。なお、本事業に係る指定校は、広見小学校です。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

議案第60号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万円を追加し、総額を71億6348万

7000円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。６ページをお願いします。

（款）前期高齢者納付金、（目）前期高齢者納付金100万円及び（目）前期高齢者関係事務費拠出金15万円は、今回の医療制度改正により新たに創設された65歳から74歳までの前期高齢者医療費の負担調整に係る納付金、拠出金です。

以上、概略、ご説明申し上げましたが、総括としまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに掲載していますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

議案第61号　損害賠償の額を定め和解することについてご説明申し上げます。

平成19年２月13日に発生しました、公用車での交通事故による損害賠償の額の決定及び和解につきまして、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

相手方は、山鹿市山鹿1177番地、宮本昭七郎氏です。事故の概要につきましては、山鹿市下吉田地内の市道八幡縦貫線において、店田池前交差点を右折しようとした際、後方より走行してきた相手方の原動機付自転車が公用車の右側面に接触し、相手方が転倒したものです。

損害賠償の額315万4357円は、相手方の入院及び通院の治療費、休業補償等の人身に係る賠償額と、後遺障害に係る賠償額の合計額です。

和解の要旨としまして、山鹿市は賠償金を支払い、今後、双方とも本件に関し、一切異議請求の申し立てをしないとするものです。

続きまして、議案第62号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

山鹿市も構成団体の一つであります熊本県市町村総合事務組合において、当該組合を構成する下益城郡富合町が平成20年10月６日に、熊本市に編入されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組合規約中の団体名、富合町を削るという規約の一部を変更するものです。

なお、規約の変更手続きにつきましては、地方自治法第286条第１項の規定に基づく関係地方公共団体の協議が必要であり、またこの協議については、同法第290条の規定に基づき、同組合を構成するすべての地方公共団体におきまして、同文に

よる議会の議決を経る必要があります。

附則といたしまして、この規約は平成20年10月６日から施行します。

以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

議案第63号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案も、議案第62号と同じく、富合町が熊本市に編入されることに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部、構成市町村の市町村名の別表第１中、富合町を削るものです。

なお、当案の規約の変更手続きにつきましては、地方自治法第291条の３第１項の規定に基づく協議が必要であり、また同法第291条の11の規定により、すべての構成市町村の議会の議決を経る必要がありますので提案するものです。

附則としまして、この規約は合併日である平成20年10月６日から施行します。

以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

議案第64号、第65号は、関連がございます。続けて説明を申し上げます。

議案第64号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものです。

住所、山鹿市山鹿48番地、氏名、藤森純也、昭和18年12月12日生まれです。

提案理由としまして、同委員の任期満了が平成20年９月30日であり、再度推薦しようとするものです。

次ページに略歴を記載をしています。ご参照の上、ご意見賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第65号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をします。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものです。

住所、山鹿市菊鹿町池永1083番地４、氏名、東　正隆、昭和14年９月12日生まれです。

提案理由としまして、同委員の任期満了が平成20年９月30日であり、再度推薦しようとするものです。

次ページに略歴を記載しています。ご参照の上、ご意見賜りますようお願いを申し上げまして説明とします。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

報告第２号から報告第５号までご説明いたします。

報告第２号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る額の決定及び和解について専決処分いたしましたのでご報告を申し上げます。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成20年３月３日、午後８時頃です。相手方は、山鹿市上吉田663番地、吉川照子氏です。事故の概要は、消防積載車に消防団員が乗車して、春の火災予防運動の広報活動を実施していたところ、山鹿市上吉田の吉川宅横を通行する際、同氏が管理している家屋の軒に、消防積載車のはしごが接触したものです。

損害賠償の額１万4070円。和解事項としまして、山鹿市は損害を賠償し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないとするものです。

続きまして、報告第３号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での車両事故による損害賠償に係る額の決定及び和解について専決処分いたしましたのでご報告を申し上げます。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成20年２月28日、午後０時10分頃です。相手方は、熊本市御領６丁目６番６号、九州相模ハム株式会社、代表取締役　村木義雄氏です。

事故の概要につきましては、市道伏鍋・中尾線と市道中・霊仙線との交差点において、公用車が左折する際、右側から走行してきた相手方の車両に接触し、損傷させたものです。

損害賠償の額10万4139円、和解事項としまして、山鹿市は賠償金を支払い、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないものとするものです。

続きまして、報告第４号　平成19年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づきご報告申し上げます。

本件は、先の３月定例会において議決をいただいております繰越明許費に係る報告です。次のページにあります平成19年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明します。

（款）商工費、（項）商工費、プラザファイブ再生事業に係る繰越明許費の金額6100万円に対して、記載のとおり同額を平成19年度から20年度へ繰り越しています。財源は未収入特定財源の国庫支出金及び一般財源です。

続きまして、報告第５号　山鹿市土地開発公社の経営状況についてご報告いたします。

本公社は地方自治法第221条第３項の法人に該当しますので、同法第243条の３第２項の規定に基づき、その経営状況を報告するものです。

２ページをお開き願います。

平成19年度の事業報告です。事業の概要は一般管理事務です。収入に関する事項は、預金の受取利息が３万7009円です。支出に関する事項は、一般管理事務に要する経費が２万1525円です。その他平成20年度へ現金預金の繰越金は1497万1497円です。

なお、３ページから６ページにかけて、決算報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録を掲載していますので、ご参照いただきますようお願いします。

次に７ページをお開き願います。

平成20年度の事業計画ですが、19年度と同じく一般管理事務を行うこととしています。それに係る予算については、第２条の収益的収入及び支出の予定額は、収入は事業外収益の受取利息３万円、支出は一般管理費４万3000円です。

なお、８ページに平成20年度の予算実施計画並びに資金計画を掲載していますので、ご参照いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

午前10時31分　散会

～～～

６月６日（金曜日）

平成20年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成20年６月６日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．森川　昭彦

一般質問

（１）中心市街地活性化対策事業及びプラザファイブ再生事業について

（２）小・中学校規模適正化計画について

２．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）山鹿市発注の工事入札の現状と今後の方針について

（２）限界集落対策の進捗状況について

３．森　久雄

一般質問

（１）紙漉きプロジェクトの研究調査結果について

（２）広域行政の今後について

①消防署の拡大広域化について

②クリーンセンターの課題について

③植木町との今後の関係について

４．藤原　弘

質　疑

（１）議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

①Ｐ９　（目）林業振興費

一般質問

（１）ごみ問題について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市　長　中嶋憲正君

副市長	杉焼義文君
教育長	田中宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	栃原昭一君
市民福祉部次長	富田辰郎君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者兼会計課長	北井孝範君
総務課長	幸村英星君
人権啓発課長	高木誠揮君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	大森健司君
住宅課長	古家明敏君
環境課長	斉藤憲二君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤真澄君
書記	中村武志君
書記	森英州君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっていますので、順次発言を許します。森川昭彦議員。

［13番　森川昭彦君　登壇］

○13番（森川昭彦君）

おはようございます。議席番号13番、森川昭彦です。発言通告にしたがいまして２点一般質問をさせていただきます。

中心市街地活性化対策事業及びプラザファイブ再生事業、２番目に小・中学校規模適正化計画について質問をします。一括質問とさせていただきます。

１番目に、中心市街地活性化対策事業及びプラザファイブ再生事業について質問をいたします。プラザファイブビル、昭和50年、九州初の再開発ビルということで、華々しくオープンをしました。完成にあたりましては、当時の古閑市長をはじめとする執行部、そして関係職員の皆さんのまさに寝食を忘れたご努力、そして官民一体の素晴らしい商業ビルがつくり上げられました。当時、私は郵便局に勤務をしていましたが、県内外から問い合わせが非常に相次いだことを今でも記憶をしています。しかし、30年が経過をしました。国の規制緩和、そして商業形態の変化と、郊外に大型店が相次いで出店をし、最盛期で120億円を売り上げたというプラザビル、現在では20億円を割り込んでいるという大変憂慮すべき状況です。そして、今、新たに再生の計画が持ち上がり、そのことが進行をしています。市の財政、商業者の皆さん方の景気の動向は、30年前とは比べることもできませんが、プラザ内に出店をしておられる商業者の皆様のその意欲には、改めて敬意を表するところです。

今回の計画は、市の所有部分を切り離して、商業ビルとして再生を目指すということです。私は、プラザファイブ再生事業と、そして中心市街地活性化対策事業が、同時に進行していることもございまして、この二つの計画を混同して考えていました。多くの市民の皆様もそうであろうかと思います。

今回の議会におきまして、中心市街地活性化対策事業及びプラザファイブ再生事業の両事業において、出資金の補正予算が計上されています。非常に混同をする面もございますので、両事業を分けて、そして３回にわたってそれぞれに質問をさせ

ていただきたいと思います。

まず１回目は、中心市街地活性化対策事業について、そして２回目にプラザファイブ再生事業の概要について、そして３回目にプラザファイブ再生事業に伴う公共施設のあり方についてということで質問をさせていただきます。

まず、中心市街地活性化対策事業について４点お尋ねをします。

１点目、中心市街地の活性化協議会は、どうして設置する必要があるのか。２点目、中心市街地活性化協議会とは、どのような組織で、どういう役割を担うのか。３点目、今回、３万円の補正予算が計上されています。まちづくり会社でございますが、どうして三セクで立ち上げなければならないのか。今、国も県も、そして多くの地方自治体が三セクとの発展的関係の解消、そして株式売却での民営化を目指している中で、三セクという形態のほかに選択肢がなかったのか。４点目、設立をされるまちづくり会社は、どのような役割を果たすのか、このことについてご説明をいただきます。

続きまして、小・中学校規模適正化計画についてお尋ねをします。先般、全員協議会におきまして、小・中学校規模適正化協議会の提言をいただきました。今後はこの提言を尊重し、そして参考にして、実施に向けての具体的な計画ができていくものであろうと思います。このことにつきまして、３点質問をします。

まず１点目、小・中学校規模適正化の提言に至るまでの経過。２点目、住民への説明の進行度とその理解度。３点目、実施へ向けての具体的な計画。以上についてご質問を申し上げます。１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

森川議員のご質問、中心市街地活性化対策事業についてお答えを申し上げます。

まず、１点目の中心市街地活性化協議会の必要性でございます。現在、山鹿市におきましては、平成18年８月の中心市街地活性化法の改正に基づきまして、平成19年度から新たな中心市街地活性化基本計画を策定しています。今回の改正によりまして、これまでは届出でよかったものが、内閣総理大臣による認定が必要になりました。また、認定の条件としまして、中心市街地の活性化を図るための組織、中心市街地活性化協議会を設立し、協議会の意見を十分に踏まえた計画となっていることとされています。それに基づきまして、今回、協議会が設置されるものです。

２点目、組織構成及び役割ですが、組織構成としては、中心市街地活性化法により、協議会は都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい

者と、もう一つは経済活力の向上を総合的に推進するため調整を図るのにふさわしい者の両者が、必須構成員としてなっています。また、そのほかに地権者や地域住民等の事業関係者も参画する多様な民間組織により構成することとの定めがございまして、本市におきましても、その規定に沿いました組織が予定されているところです。また、役割等につきましては、山鹿市が作成する基本計画の作成・変更・実施についての意見具申、また国の認定・支援を受けようとする民間ベースの事業計画の協議及び中心市街地活性化のためにさまざまな議論を行うまちづくりの司令塔としての機能とすることなどが協議会の主な役割です。

３点目です。まちづくり会社はどうして第三セクターなのか。今回設立をされますまちづくり会社は、先ほど、組織構成でご説明申し上げたとおり、協議会設立における必須構成員であります都市機能の増進を総合的に推進するため調整を図るのにふさわしい者に該当をします。法律上で第三セクターとして市町村が100分の３以上の出資を行うことと規定がなされています。今回、その規定に基づきまして、出資金の補正予算を計上したものです。

４点目です。まちづくり会社の役割です。現在、関係者の間で、事業内容を含めた定款の作成を詰めての作業が行われているところです。まちづくり会社の役割としましては、公益性と企業性をあわせ持ち、行政や民間企業だけでは実施が難しい開発に取り組み、市民の生活環境、地元企業のビジネス環境の向上を図るとともに、行政のまちづくりの計画実現に寄与することと、またそのほかに新規分野の事業開拓、また人材育成の役割を担うことなどが期待されるところです。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

森川議員の一般質問の２、小・中学校規模適正化計画についてお答えします。

まず、第１点目の提言に至るのまでの経過ですが、平成18年度に市役所内部の検討委員会で検討を行いました。それを受けまして、平成19年３月に、市議会代表、保護者代表、地域住民代表の方々20名で組織します協議会を立ち上げ、延べ11回に及ぶ協議をいただき、去る３月24日に規模適正化に係る提言をいただいています。

次に、２点目の住民への説明の進行度と理解度について申し上げます。昨年９月の協議会で、適正化に向けた計画策定基本方針、計画期間、学校の枠組み等の中間確認をいただきましたので、中間報告という形で議会にもおつなぎし、山鹿市のＰＴＡ連絡協議会、六つの中学校区単位での小・中学校ＰＴＡ役員会、５地区の地域審議会にご説明いたしました。そして、特に複式学級が編制されています川辺小学

校と、老朽化が進んでいる山鹿小学校の枠組みについては、できる限り早く事業推進に取り組む必要があるという確認を協議会の中でいただきましたので、川辺小学校関係につきましては、ＰＴＡ役員会、地区公民館運営委員会、小学校と幼稚園と保育園の保護者の方への説明会、さらには全校区民の方を対象にした説明会等を行ってきたところです。

一方、山鹿小学校関係につきましては、ＰＴＡ役員会、校区区長会への説明もあわせて行ってまいったところです。また、規模適正化検討の内容及び枠組み等につきましては、広報やまが及び教育委員会発刊の広報紙ゆめーるにより、その都度、市民の方々にお知らせしてきたところです。

なお、住民の皆様の理解度についてですが、ご承知のように、学校は地域に育てられ、地域とともに発展し、それぞれの歴史や伝統を築いてまいりました。また、長い歴史の中で、学校を巣立った卒業生は、それぞれの心のよりどころとして学校に対する思いは深く、誇りを持っておられると理解をしています。しかしながら、教育委員会としましては、将来にわたって山鹿市の学校教育がより良好な教育環境のもとで行われ、児童・生徒の可能性の開化、教育向上に資するために、さまざまな資料をお示ししながら、学校規模適正化について丁寧にご説明申し上げ、地域の皆様のご意見を伺いながら、山鹿市の将来を担う子どもたちのために、理解を得られるよう努めてまいってきています。

３点目の実施へ向けての具体的な計画ですが、協議会の提言を尊重しつつ、本年度中に、規模適正化に向けての基本方針、基本計画を策定してまいります。その提言の内容ですが、計画期間を第１次と第２次で編成し、第１次を平成26年度までとされています。第１次の小学校再編の枠組みとして、川辺小学校と山鹿小学校の再編、鹿北地区の３小学校の再編、鹿央地区３小学校と米田小学校の再編、平小城小学校と三岳小学校の再編、菊鹿地区３小学校の再編、鹿本地区３小学校の再編となっています。

今後とも、この協議会でいただきました提言をしっかりと受け止めまして、計画を策定してまいりたいと考えています。その間には、市民の皆様からご意見を求めるパブリックコメントの手法も取り入れてまいりたいと考えています。また、学校の施設整備に係る基本的な考えについても、慎重に検討し計画を策定する考えです。

提言にもございますが、学校規模適正化の目的は、子どもたちにとって、より良い教育条件を整え、最適な教育環境をつくり出すことであることをご理解いただきながら、事業の推進を図ってまいりたいと考えています。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

森川議員、了解ですか。

○13番（森川昭彦君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森川議員。

［13番　森川昭彦君　登壇］

○13番（森川昭彦君）

小・中学校の規模の適正化につきましては、少子化社会が進行する中、また合併で広域化の中での、その効率化というものは、複式学級の解消、そして教育の充実を考えるとき、避けて通れないものであろうかと思います。一方で、過疎地といわれる地域ほど、学校は地域のよりどころであり、そして一つの文化でもございます。この双方を考えながら、計画を進めなければならないということ、大変に悩ましいことでもあろうかと思います。

先の議会におきまして、前総務部長は、学校再編に100億円、庁舎に40億円、そしてそのアクセス道路に20億円という数字を示されました。このことは、学校再編には合併特例債でという執行部の考えがおありであろうと思います。特例債は10年という期限つきの財源です。余すところ６年と６カ月、その中において、基本計画の設計、そして着工という運びにならなければならない、そのように思います。また今般、中国の大地震によりまして、耐震補強の問題が新たなものとなって出てくるだろうというふうに考えます。

再編による学校校舎の新改築と、耐震補強工事等が効率よく実施することができるよう、計画、そして実施のスピードアップを図っていただきますようにご提言を申し上げます。

続いて、プラザファイブ再生事業の概要、そして商業面について６点、お尋ねをします。

まず１点目、事業の進捗状況、２点目、今回、出資金1000円の補正予算が計上されています。建替え組合というのは、どういう組織であるのか。３点目、現在の一筆一棟をそれぞれに分離するということですが、所有形態はどのようになるのか。４点目、同事業に対して、市はどのような負担が必要なのか。５点目、事業完了後、市は商業ビルにどのように関わっていくのか。６点目、改修されるプラザファイブビルは、さくら湯、八千代座及び豊前街道の建物、いわゆる山鹿市の中心部の街のイメージというのがございます。先般、その商業ビルができ上がったというところのイメージ図をいただきましたが、従前のコンクリートでの箱という感じを受けました。やはり、まちなみに融合するような建物ということになれば、それは木造での建物になるのかなというふうに考えます。そして、その方が話題性もあって、集

客力もあるのではないかと、そのように考えていますが、豊前街道や八千代座にマッチするような建物の建て方というようなイメージは湧いてこないのか。そしてまた、市にそのような構造形態上の指導権がどこまであるのか、以上についてお尋ねをします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

森川議員のご質問のプラザファイブ再生事業についてお答えを申し上げます。

１点目のプラザファイブ再生事業の進捗事業です。平成17年度に商圏設定による需要予想額の調査を行い、また、中央ビルの構造診断調査の方も行いました。平成18年度初めに基本構想の策定を行いまして、同年度末に基本設計書が作成されたところです。

本年に入りまして、２月22日に区分所有法に基づく建替え決議が成立をしました。また、３月28日には建替え参加者で構成されます建替え組合が設立されたところです。現在は、実施設計書の作成に着手がされていまして、本年７月末の完成を予定しているところです。

２点目の建替え組合です。建替え組合は、再生事業の参加者全員により構成され、今後の再生事業の実施主体となる組織です。法人格を有しない民法上の任意組合という位置づけになっています。

なお、今回の補正予算でお願いします出資金1000円につきましては、民法第667条の、組合契約は各当事者が出資をして、共同事業を営むことによって、その効力を生じる、その規定に基づくものです。

３点目です。事業完了後の権利形態ですが、ご案内のとおり、同ビルは区分所有法に基づく所有形態で、土地は共有、建物は区分所有という複雑な権利形態となっています。今回の再生計画は、その複雑な権利形態を取り除き、行政と民間の資産をできるだけ明確に分離し、各々の土地に各々の建物を再生するというものでございまして、現状の１筆１棟を、３筆２棟にするという整備方針です。現在の温泉ビル及び中央ビルの一部を解体し、その部分を市がさくら湯再建及び広場整備用の敷地として確保し、中央ビルの残った部分とコンビビルは、商業者が商業施設及び駐車場として改修整備を行い、住宅ビルはそのまま残して分離するというものです。なお、所有形態としましては、さくら湯再建及び広場整備用地につきましては、市の単独所有となります。商業施設及び駐車場につきましては、商業者による区分所有となります。住宅ビルは市と住宅及び店舗の個人所有者による区分所有という形

態になります。

次に４点目です。同事業に対する市の負担です。市の本事業への関わりにつきましては、二つの側面を持っています。一方では同ビル内に公的資産を有する管理組合員一員としての山鹿市です。もう一方が商業振興の支援をする行政としましての山鹿市という側面です。今回の事業負担としましても両面からの負担がございます。まず、組合員としての負担としましては、建物解体工事費、それに伴います機能回復工事費及び分棟化に伴います機能独立工事費並びにそれに伴います設計費等です。また、商業支援を行う行政としての山鹿市といたしましては、現在、暮らし、にぎわい再生事業により、国とともに補助支援を行っているところです。

５点目です。事業完了後における市の商業ビルへの関わりです。先ほどご説明申し上げましたとおり、市は商業ビル内に資産を持ちませんので、直接的な責任が発生することはありませんが、現在、市が商業振興及びまちづくりの面から実施しています各種補助制度による支援を行い、プラザファイブ並びに周辺商店街が活力と賑わいのある商業地域となるよう支援をしてまいりたいと考えています。

６点目です。プラザファイブと周辺建物とのイメージ融合ということですが、現在、中心市街地活性化協議会準備会というのがございまして、そこにおきまして議論が行われているところです。先日は準備会を代表した建築関係者とプラザファイブの事業関係者との間の協議が行われたところです。市としましても、まちづくりの観点から非常に重要なことと認識しているところです。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

森川議員、了解ですか。

○13番（森川昭彦君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森川議員。

［13番　森川昭彦君　登壇］

○13番（森川昭彦君）

続きまして、プラザファイブ再生事業に関わります、それぞれの公共施設についてお尋ねをします。

まず１点目、解体されますさくら湯の再生まで、市民の対応、そして再生のスケジュールについてお尋ねをします。

２点目、これも解体されます市民会館の代替の施設等を含めた市民への説明、対応をどのようにされますか。

３点目、既に老朽化して、使用不能となっています温泉プールの新たな新規施設

としての構想がおありでしょうか。山鹿中学校にございます市民プールも大変、これは50メートルの公認プールでありますが、老朽化をして、だましだまし使用しているというのが現状ではなかろうかと思います。そのような中で、やはり体育面から見ますと、しっかりとした公認プール、そしてもう一方では、山鹿の特性を生かして、健康づくりに寄与する温泉プール、そのようなものがあれば、大変望ましいことではないかというふうに考えていますので、ご答弁をお願いします。

それから、分離されます住宅ビルです。現在、商業者の方々の住宅、そして市営住宅の混住となっています。今後、この管理体制というものをどのようにやっていかれるのか、具体的なご説明をお願いをします。以上で質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

ご質問のさくら湯再生についてお答えをします。

まず、さくら湯利用者への対応ですが、現在の温泉ビル解体に伴いまして、しばらくの間はさくら湯も使用できなくなります。その時期等につきましては、現在、市からさくら湯を借り受けて、公衆浴場等を運営しておられます協同組合山鹿温泉商店街や事業関係組織と協議をしながら、できるだけ早く利用者の方々にお知らせをする予定で進めています。同時に、近隣の公衆浴場、温泉旅館など、現在、さくら湯を利用されている方が利用可能と思われる施設に対しまして、受入準備などのお願いを進めて、皆さんの不便を少しでも回避できるようにしたいと考えています。

次に、さくら湯再生のスケジュールにつきまして、現在、庁内に関係各課職員によるさくら湯再生プロジェクトを設置しておりまして、基本コンセプトなどの絞り込み、課題の整理、対策など、再生に係る基本構想の案を取りまとめ中です。この後に、今年度の後半にはこの素案をもとに、市民や学識経験者等の意見を踏まえた基本構想・基本計画の策定に全力を挙げて取り組んでいきたいと考えています。また、策定完了後は、引き続き基本設計・実施設計への着手ができるように進めてまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

ご質問の２点目、市民会館の代替施設についてお答えします。

市民会館は、開設以来、市民の文化活動の場として、さらにはコンベンション的

利用として活用されています。昨年度の利用状況を分析してみますと、施設全体で利用者数は２万6272人で、このうち大半が大ホールの利用者で、１万6816人となっています。その他が和室、会議室等の利用です。目的別では、講演会・フォーラムが26回、式典・研修会・総会が23回、文化祭関係が17回、演奏会が６回、映画会・演劇会が６回、展示販売会が３回、ダンス会が１回、歌・踊りなどの練習が66回でした。

市民会館閉館による代替施設としましては、500人を超える利用の場合、八千代座・市総合体育館・グリーンパルスを、100人を超える場合、ひだまり・健康福祉センター・ＪＡかもと会館を、また50人前後の場合には、目的に応じ、市内各公民館や青少年ホーム体育館などを代替施設として活用していただくよう考えています。

今後、プラザファイブ再生事業による市民会館の閉館・解体の時期が明確になり次第、利用者の方々はもちろん、市民の皆様への周知徹底を図りたいと考えています。以上、答弁します。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

ご質問の３点目、温泉プール新規施設の構想についてお答え申し上げます。

ご承知のとおり、プラザファイブの温泉ビルにございます温泉プールは、建設以来、水泳競技の普及・振興・競技力の向上や市民の健康づくり、さらにはスポーツの合宿等による観光振興と、大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、施設の老朽化が予想以上に早く、利用者に危険が及ぶ状態になったことから、平成16年２月に閉鎖を決定し、現在に至っているところです。

新規施設の構想につきましては、ご指摘のように、市民の健康づくりやスポーツの振興を推進していく上で、環境整備は必要不可欠なものと認識しています。さらに、大会や合宿などの誘致に伴います経済効果等を考えた場合、プール施設は大変重要な施設であろうと考えているところです。

以上のことを総合的に考慮し、温泉源を有しますカルチャースポーツセンターの未利用地を含めた第２次整備計画の中で検討を進めているところです。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

４点目の住宅ビルの今後の管理体制についてお答えします。

今回の再生事業に伴いまして、土地の権利形態が、現在の１筆から、さくら湯敷地、商業ビル敷地、住宅ビル敷地の３筆に分割されることとなります。このうち住宅ビル敷地に建設されています住宅ビルは、１階部分が個人所有の店舗、２階部分が同じく個人所有の居宅、３階から７階部分が山鹿市が所有管理しています市営住宅広町ビル団地となっており、権利形態は土地は共有形態、建物は区分所有形態となっています。お尋ねのございました再生事業後の住宅ビルの管理につきましては、住宅ビルの建物区分所有者でございます店舗所有者、居宅所有者、市営住宅所有者でございます山鹿市、これら全権利者による新たな管理組合を設立し、土地及び建物施設の管理を行うこととなります。なお、管理組合の設立に当たりましては、関係権利者の代表で構成します準備委員会が既に発足していまして、今後、管理規約等について協議を行うこととしています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

以上で森川議員の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩します。

午前10時42分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時55分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、太田黒鐵郎議員の発言を許します。太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

24番、太田黒鐵郎です。通告のとおり、次の２点につき、一問一答方式で質問します。

まず１点目は、山鹿市発注の工事入札の現況と今後の方針についてお伺いします。平成19年度の指名競争入札による工事の発注件数は、建設部で130件の請負額で10億2200万円、環境部で110件の16億1400万円、農林部で41件の２億1100万円、総務部で２件の1180万円、総合支所で６件の2270万円、教育部で19件の１億8600万円、総合計で308件の30億6900万円の工事が発注されています。

また、130万円以下の随意契約につきましても、建設部で254件の１億2800万円、農林部で77件の4790万円、環境部で59件の3250万円、教育部で79件の4489万円、総合計の469件で２億5400万円、このようになっています。そこで２、３点お尋ねをします。

まず、入札制度の現況についてですが、１市４町の合併に伴い、旧市町の地域性

を勘案して、公平性、透明性、競争性を考慮して、指名競争入札を実行されていたと聞いています。しかし、今年度から新たなランクづけを行い、そのランクに基づく指名競争入札が行われるということですが、そこでここ３年間の手法にどのような問題点があったのか、また今年度からのランクづけの方式にはどのような長所があるのか、例えば最低制限価格など設けられているのか、その辺についてお尋ねをします。

次に２点目ですけれども、５月28日の熊日新聞によりますと、県発注の入札工事に際し、入札価格だけでなく、優れた技術力や提案などを組み合わせた総合評価方式を本格的に導入するとありますが、もともと公共事業の入札は、国は会計法、地方自治体は地方自治法により最低価格での落札を定めてありましたが、1999年の地方自治法施行令改正に伴い、総合評価方式が可能になったということです。この総合評価方式は、最低価格が最優先される旧来の自動落札方式とは異なり、工期や品質、安全性など、価格以外の複数要素を反映される新しい手法であるということでありますが、反面、旧来の一般競争入札に比べ、総合評価方式は受発注者の双方に大きな事務的負担を強いることになる、また旧来の一般競争入札は、公告から入札まで約１カ月を要するが、総合評価方式になると、さらに10日以上の日数がかかるということです。そのため、担当職員には専門性が求められる。現在は県内48市町村で５町だけしか導入がないようです。ただ、国土交通省や総務省は、国庫補助金や各種交付金の交付条件に総合評価方式を設定されるということで、今後は市町村の入札でもそれらが主流になるのは必至だろうということですが、そこで山鹿市としては今後の入札制度の方針について、どのように考えておられるのか、まず１点目についてお尋ねをします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。杉燒副市長。

［副市長　杉燒義文君　登壇］

○副市長（杉燒義文君）

お答え申し上げます。

入札業務に関しましては、総務部の監理検査室で行っておるところですが、所管をします私の方からお答え申し上げたいと思います。

まず、合併前から今日までの本市の工事入札の現状ですが、絶対数のことにつきましては、今、ご案内があったとおりです。設計価格の130万円を超える工事及び設計価格50万円を超える工事に係る設計委託を対象としまして、工事入札者指名審査委員会の審査を経まして、指名競争入札により行ってまいりました。

合併から平成19年度にかけましては、合併に伴います経過措置としての地域性に

対する考慮等も行いながら、より透明性、競争性、公平性の確保に努めてきたところです。落札率もわずかではありますけれども、年々低下傾向を見ています。ご紹介しますと、平成17年度が96.9％、18年度におきましては95.7％、昨19年度には94％ということです。公共工事の入札制度につきましては、公正で透明性のある競争を確保することが第一ですけれども、他方、地域産業の育成や建設業等の健全な発展を図るため、市内業者の方々の受注機会の確保と公平性というものに配慮することも必要であると認識をしています。地域性のことにつきましてお尋ねもございました。このような観点に立ちまして、合併４年目を迎えました本年度におきまして、ご案内がありましたように、種類別工事成績等を採用しました新たなランクの設定を行っております。地域の工事量による受注機会の偏りと申しますか、当然、工事量が偏りますと、機会均衡の偏りともなっているところでもございます。それに対応するために、ランクに基づく指名競争入札ということを行っているところです。基本的に、公共工事の入札等に求められています一般競争入札方式あるいはご紹介がありました総合評価方式への段階的取組みの一つであるというふうな理解もしています。

ご案内いただきました総合評価方式は、これまでの価格のみによる自動落札方式とは異なりまして、価格と、それから価格以外の要素を総合的に評価して、落札するという方式です。先ほど熊日新聞の記事のご案内があっていましたけれども、まさに優れた技術力、それから提案等々を組み合わせた総合評価方式というのを県は本格的に導入に踏み込むといいますか、そのような方針が報じられていました。記事のとおりでございまして、この入札方式というのは、品質や労働環境の悪化を招くような過当競争、俗にダンピングというような言葉で表現されていますが、そのようなものの防止に資するという点では大変長所があると言われています。しかしながら、ご案内がありましたように、事務方にとりましては、大変な事務量を強いることにもなりますし、当然のことながら、受注を希望される側にとりましても、これは技術能力のみならず、総合的な能力の評価が求められていくことではないかというふうに考えています。しかしながら、公共工事品質確保の目指します趣旨を踏まえまして、本市におきましても、本年度におきまして、総合評価方式の試行を行いたいと考えています。先ほど、現在、県内での五つの市におきましては、既にその取組みがなされておるようでありまして、本市もしっかりとその方向に向けて仕事を進めてまいりたいと思っています。

それから、最低制限価格の設定についてお尋ねでした。これにつきましては、現在までは最低制限価格は設けていません。この後におきましても、最低制限価格を設定するか否かのその必要性につきましては、今しばらく入札状況等を見据えなが

ら、鋭意検討をしてまいりたいと考えています。今後の入札制度の考え方ですけれども、ただいま議員の方から、先日の新聞記事をご案内いただきました。まさに国が国庫補助金や、それから各種交付金の交付条件として一般競争入札、総合評価方式を設定したというような記事でございまして、このような動きからしますと、いずれは市町村の入札制度もそのようにならざるを得ないのではないかというふうに考えています。急激な制度移行で、混乱を招くことのなきよう配慮を図りながら、随意契約はもとよりですが、現行の指名競争入札につきましても、改善を重ねていきますとともに、県が県下統一を求めています電子入札システムの導入等の検討準備といいますか、そのようなものもあわせて進めてまいりたいと思っております。そして、より確かな入札制度の構築というものを目指してまいりたいと考えておるところです。当然のこととして、地場産業の育成ということには、しっかりと配慮をしていかなければならないというような考えを持っています。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

次に、３点目は、随意契約についてですけれども、このことについてお尋ねをしたいと思います。先に申し上げましたように、19年度１年間で469件の契約が実施されていますが、特に昨年は山鹿市の財務規則にあります130万円を超えない工事については、随意契約ができるということになっていますが、これを何倍も上回る大きな違反行為という事件が起きています。このことについて、その後の随意契約に係る指名審査の方法及びチェック体制については、どのように改善されたのかということについてお尋ねをします。

○議長（高野誠二君）

杉燒副市長。

［副市長　杉燒義文君　登壇］

○副市長（杉燒義文君）

随意契約に関しまして、昨年、議会におかれましては、大変なご心配とおしかりをちょうだいしました。その後の改善につきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

随意契約につきましては、地方自治法施行令及び山鹿市財務規則によりまして、130万円を超えない工事につきましては、随意契約できるとなっていますが、この場合におきましても、財務規則にのっとりまして、原則として複数の者から見積書の徴収を行っています。また、地方自治法施行令第167条の２第１項の規定に該当した場合の130万円を超える工事に係る随意契約につきましては、従来は指名審査委員会への事後報告としていました。しかしながら、工事を施工する場合におきましては、法令を遵守することは第一義のルールでありますので、現在、すべての案件につきまして、指名審査委員会の事前審査にかけることとし、厳正な執行へと見直しをしたところです。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

ただいまそれぞれご答弁がございましたように、この入札制度につきましては、これが一番ベターというような、いわゆる百点満点というような方法はないように思いますが、先ほどありましたように、地場産業の育成という観点から考えますと、非常に雇用の問題とか、それぞれの業者の方々が災害時の対応の問題というようなことを考えますと、大きな社会的貢献をしているというようなことを考えるところです。大局的に考えまして、受注者も発注者も双方ともに、より良い方法を考えていただきますことを特にお願い申し上げたいと思います。また、特に入札の手法の決定権を持っておられる市長の姿勢が、入札改革のかぎとなると思いますので、市長にも慎重にご賢察くださいますように要望しまして、１点目の質問を終わります。

次に２問目ですけれども、限界集落対策の進捗状況についてお尋ねします。この件につきましては、３月定例議会の一般質問でお尋ねをしましたが、市長の答弁では、新規事業として過疎地域対策事業を提案しているところです。この内容は、過疎地域限界集落を含む20地区を、約1000世帯における集落機能の現状や、農地・農林道の維持管理状況等についてアンケート調査やヒアリングを行い、集落地区機能のあり方や、農地・農林道等の維持管理を含む地域資源管理について、現状の課題を把握し、農業・福祉・防災分野が連携を図り、今後の対策を計画してまいりたいと考えていますというような答弁があっています。その後の進捗状況についてお伺

いします。

まず１点目は、65歳以上の人口比が50％以上の限界集落は、山鹿市に何集落あるのか。また、55歳以上の人口比が50％以上の準限界集落は何集落あるのか。２点目に、アンケート調査やヒアリングの結果はどうであったか。また、実施されていないならば、今後の計画についてお伺いします。

３点目に、農林道の整備計画についてですが、このことについては過疎地域を重点的に順番をつけて早急に実施してもらいたいと思います。その考え方についてお伺いをします。

４点目は、耕作放棄地の農地対策と有害鳥獣対策について、どのような考えを持っておられるのかお伺いします。

５点目ですが、地域活動補助金の弾力的な活用についてお尋ねします。非常にこのことについては、合併後ずっと３年間議論なされてきた問題ですけれども、特にこの過疎地の集落、限界集落というようなところは、非常に不便なところでもあるし、高齢化が進んでおるということは言うまでもありませんが、そのような集落については、非常にこの活動補助金の条件が厳しく、書類作成に苦労するということが大きな問題です。そのために嘱託員、いわゆる区長になり手がないというようなことが起きておるわけであります。私は鹿北町ですけれども、ある集落では、そういうことならば、もうやめて、これは返上して、もう何もできなくても仕方がない。これはもう返上しようというようなことで、この活動補助金を返上した部落もあるわけです。せっかく助成をして、そのように嫌われるよりも、もう少し喜ばれるようなことをもう少し緩和した考え方にかえて、これを交付金にするような考えはないのか。今まで申し上げました５点につきましてお伺いをします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

一般質問の２点目、限界集落対策の進捗状況についてお答えします。

本年４月１日現在の住民基本台帳により、年齢比率のみで捉えた場合の当市の限界集落と準限界集落に該当する集落は、267行政区のうち、限界集落数が３集落、準限界集落数が111集落となっています。

これまでに地域別に調査予定箇所を35集落と選定し、総合支所への過疎地域対策事業の説明を行い、総合支所と連携し、現地調査を５月に実施したところです。35集落の内訳は、山鹿地域が５集落、鹿北地域が16集落、菊鹿地域が７集落、鹿本地域が２集落、鹿央地域が５集落です。

また、調査内容につきましては、集落の位置と地形、集落の点在状況等の確認、それから集落から小・中学校までの通学距離、身近な病院、消防署、総合支所、市役所までの距離等について調査を行ったところです。

今後は、関係各課とさらに現状把握のための調査項目を整理するとともに、集落機能のあり方や農地・農林道の維持管理等を含む地域資源管理等について、区長さんを対象にヒアヤリングを７月から実施することとしています。その後、このヒアリング結果を踏まえ、10月頃に住民アンケート調査を実施し、集落の現状と課題について取りまとめたいと考えているところです。

次に、地域活動補助金についてお答えします。地域活動補助金は、合併を契機として、個性豊かな地域の活性化を図るため、地域住民が行う自主的な地域づくり活動を支援するために創設されました。その活用状況は、17年度が5104万8000円、18年度は5014万4000円、19年度は見込額ですが4043万2000円です。また、これまで取り組まれた主な内容としましては、行政区（集落）では地域の祭りや花いっぱい運動、環境美化活動、地域の伝統行事、世代間交流事業など、年間を通じた集落維持活動が多く、またごみ収集所や広報掲示板設置等の小規模社会基盤の整備事業もございました。さらに、各種団体では、文化・スポーツ事業や、青少年健全育成活動などが多くございました。

しかしながら、今後さらに進展すると思われる人口減少や、超高齢化社会への影響として、議員のご意見のように、これまで行われてきた地域の維持活動等が年々難しくなると思われます。そこで、現在、これまで３年間の活動実績や区長会等での意見・提言等を踏まえ、さらに利用しやすい制度とするため、総合支所と連携を図りながら、地域自治の振興を図るべく、議員ご提言がありました交付金制度としての見直しを含めて、内容の検討を行っているところです。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

太田黒議員の一般質問、限界集落対策に関連しまして、農林道の整備方針、今後の方向性についてお答えします。

農山村の集落は、地域住民の生活の場であるとともに、農林業生産活動の維持を通じ、国土や環境の保全など、重要な役割を担っています。しかし、近年、耕作放棄地の増加や森林の荒廃等により、農地、森林等が持つ多面的機能の低下が懸念されている現状であります。議員ご指摘の農林道を含め、農業用施設の適切な維持管

理は、農業の持続的発展と多面的機能を発揮する上で重要な取り組みの一つであると考えています。

このような中、本市としましては、農業用施設の良好な保全と質的向上を目指して、集落等が共同で管理する取組みに対し支援している状況です。具体的に本市における三つの制度を紹介申し上げます。

まず、中山間地域等直接支払制度ですが、この制度は中山間地域等において、平坦地域との農業生産条件の不利を是正するための支援です。対象面積としましては1031ヘクタール、対象地区としまして127地区です。

次に、農地・水・環境保全向上対策のうち、共同活動支援交付金制度です。この制度は農業者だけでなく、地域住民など幅広い組織による農村環境の向上に向けた活動を支援するものです。対象面積としまして4261ヘクタール、組織としまして119組織であります。

次に、ただいま説明した制度の対象とならない地域に対する市単独の補完的な制度として、地域の農林業施設の維持補修に必要な原材料支給及び機械借り上げに対する支援です。今後とも、地域の実状を把握し、計画的な取組みに対し支援を行う方針です。

次に、有害鳥獣並びに耕作放棄地についてですけれども、限界集落や準限界集落を含む農山村の集落において、将来に向けて最も重要かつ緊急を要する取組みとして、耕作放棄地の解消と発生防止及び鳥獣被害防止対策があると思います。まず、耕作放棄地等の実態を把握し、地域の意向を確認しながら、農地の有効活用について、実効性のある取組みを展開できるよう検討を進めてまいります。また、有害鳥獣につきましては、猟友会並びに電気木柵等の対策を実施しながら、農業所得の向上に今後とも努めていきたいというふうに思っています。今後とも集落での農地の保全管理等が持続的に行われるよう、地域ぐるみで支え合う仕組みを築いていく必要があると考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

ただいまお答えいただきました限界集落が、山鹿市で３集落、準限界集落が111

集落というようなことですけれども、これはあと10年すると、限界集落は100集落以上になるということが予想されるわけです。この点につきましては、今ございましたように、アンケート、それからヒアリングというようなことですが、区長さんを対象にヒアリングを実施するというようなことですけれども、これを早く取りまとめて、そして一つ一つ進めていってもらわないと、非常にこれは山鹿市だけではございませんけれども、今後大きな課題であると思いますので、ぜひ、早急に進めていただきたいと思うわけです。

それから、農林道の整備についてお答えいただきましたけれども、いろいろな事業を紹介されましたが、今、原材料支給、いわゆる生コン支給というようなことが農林道に支給されているわけですけれども、何しろ箇所は大分多いけれども、１カ所の支給量が少ない、少しずつしかされないというようなことで、こういうところをもう少し、やっぱり先ほど申し上げましたように、緊急なところから順位でもつけて、せめて50メーターなり、100メーターなり、そのくらいぐらい１年間にできるような、そういう体制をとっていただきたい。今年の４月の異動で松永農林部長が就任されています。この松永農林部長は、財政はもとより、この農林関係に非常に超ベテランであるというようなことを、どこに行っても聞くわけです。だれに聞いても異口同音です。非常にすばらしい人であるというようなことですので、このことにつきましては、特に中山間地につきましては、理解があるというようなことを菊鹿、鹿北あたりでも評判になっておるわけですので、このことにつきましてはしっかり検討をいただいて実行をしていただきますようにお願いします。

次に、耕作放棄地と有害鳥獣ですけれども、この対策につきましては、今、答弁がありました。耕作放棄地を解消しなければならないということで、今年からですけれども、新しい県の事業として、熊本県の耕作放棄地解消緊急対策事業というふうなことが出るようです。これは荒廃しておる農地を、元の農地に戻すというようなこと、それをすると反当３万円が基本額ですけれども、それに加算額を１万円というようなことで４万円、20年度から22年度までの事業というような事業ですが、せっかくこういう事業が出て悪く言うわけにはいけませんけれども、私の直感としましては、これは貼りつけこう薬と同じことで、１回やったなら、もうこれを10年も20年もやるなら別として、３年間の継続事業だけれども、１カ所の農地に１回しか、これはもらえない。４万円もらっても、そのときは立派になって、またこれは崩壊するのではなかろうかというようなことを考えるわけであります。これを根本的に見直すためには、やはりその地域に、何の作物をつくったが経済的に成り立つか、これをひとつ考えていただきたい。経済的に成り立つならば、だれでも荒らかしはしない。みんな、耕作する。しかし、また今度は耕作しても、イノシシがどん

どん出てくる。例えば、サトイモをつくっても、白イモと赤イモとつくって、赤イモの方が旨いものだから、赤イモから先に掘ってしまう。それが終わったなら、今度は白イモにいくというようなことで、収穫ができない。それで、そういう荒廃農地がどんどんできてくるということですから、これを基本的に考えてもらわないといけない。この有害鳥獣は、こっちの平坦地の方々はイノシシのことを、また言いよるかというようなことで、簡単に考えておられるかもしれないけれども、我々の鹿北町、それから菊鹿町の中山間地、山つきの方では非常にこれは大きな課題です。先ほどありましたように、電気木柵の補助とかいろいろあっていますけれども、電気木柵はその農地にイノシシが入ってこないために張るだけで、イノシシが減るためではありません。イノシシをいかに減らすかというようなことが大きな課題であります。今、イノシシ対策につきましては、いろいろな助成をしてありますけれども、年間に350万円の予算を組んであります。しかし、これを委託料と、それから今度は実績と分けて、これを今利用しているわけですけれども、この350万円というのは、だんだん少なくなってきている。それで19年度実績がイノシシで515頭しか獲れていない。これは山鹿市全体ですので、合併前、鹿北で900頭ぐらい獲った年があります。それで、やはりこれはこの予算が少ないから獲れなかったということではないかもしれない。それだけイノシシが減ったと思うと非常に良いことかもしれないけれども、やはり意欲がなくなった。それから、猟友会の皆さん方も高齢化ということで、後継者不足になっておるというような、いろいろな問題があると思いますけれども、この予算あたりも非常に財政が厳しいから、イノシシのことだから350万円ぐらいでよかろうというようなことではなく、農作物被害調査あたりは、例えばタケノコで全体で幾らぐらい被害が出たとか、栗で幾ら出た、何の作物で幾ら出たというような、そういう被害調査あたりをしながら、そして全額を補助してくれという問題ではありませんが、そういうことを一応調査しながら、やはりこういう予算を決めて、もう少し効率的に、せっかくの予算ですので、イノシシが減っていくように、努力せねばならないというようなことで、私は地元でいわゆる生産者の方も猟友会に１人でやっぱり１件から1000円でも2000円でもいいので、そのくらいカンパでもしておいて、減らすように努力しなければならないというようなことも、今から立ち上げていかねばならないと思いますので、言っておるわけです。これは大きな問題でありますので、さらにご検討をいただきたいと思います。

それから、地域活動補助金ですが、今、答弁がありました。これまで３年間の活動実績や区長会等の意見提言を踏まえて、さらに利用しやすい制度とするために、総合支所、それからいろいろな自治会等、検討しながら制度の見直し、いわゆる交付金としての見直しをしていこうというような答弁ですので、交付金として見直そ

うということが出なかったら、９月もう１回質問しますと言うはずだったけれども、そういうふうに答弁がありましたので、早急に見直していただきますように心からご要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で太田黒議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により森　久雄議員の発言を許します。森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

22番、森久雄です。

一般質問に入る前に、１点、皆様におつなぎしておきたいことがございますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。それは、テレビドラマで今現在、視聴率ナンバーワンのＮＨＫ大河ドラマ「篤姫」に関することです。御馬下の角小屋でスイカを食べて休憩されたことが報じられているのはご存じのことと思います。その後の行程で、植木から山鹿を通過されたのか、それとも玉名へ向かわれたのは定かではなく、いろんな方たちが資料を探しておられました。私も山鹿泊まりが通常の参勤交代のルートでありますので、山鹿の文字が資料としてないものか探していたところです。

そのような中に、去る５月29日、鹿児島で開かれました九州都市監査委員総会に出席した際に、昼食休憩時に篤姫館に電話をしまして、篤姫の江戸参府行程に山鹿の文字はありませんかとお尋ねをしました。夕方になりまして、鹿児島県歴史資料センター黎明館発行の天璋院篤姫から御台所の冊子に、熊本から北北東へ、山鹿、久留米を通り、小倉から中国路云々の文章がございますと返事が来まして、コピーもいただきました。さらに、インターネットで検索を重ねていましたら、1853年８月30日早朝、山鹿を出発、11時、南関御茶屋着、１時間休憩という箇所を探しました。篤姫は、８月29日の夕方に山鹿の御茶屋に泊まりまして、旅の疲れを癒されたものと思います。篤姫も納得、山鹿温泉美肌の湯と言われたかどうか、わかりませんが、この事実を今後の観光に生かしていただければと思い、おつなぎをしたところです。

それでは、ただいまから一般質問を行います。

まず、１点目です。先の議会で要望しました紙漉きの復活についてであります。山鹿の紙工芸品の発展は、高麗人慶春を加藤清正が連れ帰り、紙漉きを川原谷で始めたことによるものでありまして、今日、山鹿において紙生産に関わる点といえば、鹿北の柏の木地区に楮の生産がわずかに行われているだけです。山鹿灯籠、来民の渋うちわ、それに山鹿傘は、山鹿において大量の紙生産があってのことだったと思

うわけです。それで、歴史をつなぐ意味で、何とか紙漉きの復活ができないかということを要望しました。答弁では、プロジェクトチームを立ち上げて、調査研究を行うと述べられました。しかし、聞くところによりますと、そのチームは既に解散しているとのこと。何か成果を得られたのでありましょうか。あるいは調査研究の結果などの報告が出ているのでありましょうか。質問を行いました当人であります私としましては、期待が大きいわけでありますから、何らかの報告があってしかりではなかったのかと思っています。いかが相なっていますかお尋ねをします。

次に、広域行政の現状と今後についてお伺いをしておきたいと思います。

まず１点目です。消防署は、現在、山鹿・植木の２自治体で運営をされています。ところが、先々には県北を一体とした広域の検討が進められているという報告が以前にございました。そこで伺いますが、県北を一体とした広域化を進める最大の理由はなぜですか。何がそういう理由でなるのか。現在、その検討はどこまで進んでいるのか。もしそうなった場合に、広域本部を置く予定市はどのように決められるのか。その際、山鹿市にその可能性があるのかないのかお伺いします。

２点目です。鹿央町にございます可燃物焼却施設クリーンセンターは、改良工事時に地元と協定が交わされていまして、使用期限を平成25年３月末としておられます。新設を鹿央町以外とした内容となっていると伺っています。このたびの質問は、地元との協定を無視して伺うつもりではございません。協定があるからゆえの質問です。もし、協定を遵守するとなった場合、それも山鹿市単独での新設を想定いたしますと、これは勝手な想像ですが、まず土地の確保に相当な時間や年月を要することが予想できます。加えて建物も特殊でありますから、現センター建設に要した費用をはるかに上回ることはだれの目にも明らかではないかと思います。今日の山鹿市は、一般会計、特別会計の両会計で、500億円の借金を有しています。今後、合併特例債で新庁舎、教育施設、道路整備等に160億円の使途を計画しています。さらなる借金は後世代に身動きできないほどの負担を強いることになりはしないかと心配です。５年間はあっという間に過ぎます。今日、担当部では、この件に関して、どのような検討作業が進められているかお伺いをします。

３点目です。植木町との関係について伺います。植木１町単独の行政運営には、財政難から、想像以上の厳しさがのしかかっていると聞き及んでいます。植木町は、熊本市との合併に進むのではないかと思いますし、また恐らくそうせざるを得ないものと思います。そうなった場合、現在、植木町に存在する広域行政の施設はどうなっていくのか、またどのような影響が出るのか、山鹿市は今後、いろんな事業を単独で展開をしていくことになるのか、あるいは新たな新熊本市と広域行政事務組合を立ち上げて、そこでまた事業展開をしていくのか、この点についてお伺いをし

ておきたいと思います。質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

森議員の一般質問の紙漉きプロジェクトの研究調査結果についてお答えをします。

まず、山鹿市での和紙の復興は可能かということを命題としまして、昨年の４月に課長補佐級のプロジェクトリーダーと、既成概念にとらわれない若手職員を中心とした庁内和紙研究グループを立ち上げています。その研究グループでは、山鹿和紙の歴史から始まり、材料や製品としての現状について、過去の報告書を検証しています。また、原料加工や紙漉きの現地視察、先進地視察などを通して、産業としての可能性や紙漉き職人の育成はどうかという点で研究を重ねてきたところです。その結果につきましては、報告書として取りまとめ、本年３月に市長をはじめ、農林、商工観光、文化に携わる課長及びグループ員の所属長に対し、研究成果の報告会を行ったところです。研究の成果としましては、研究活動を通じて、人材育成の高揚と今後の施策に活用する基礎資料として十分評価できるものと思っています。その報告の主な内容としましては、一つには、越前和紙や美濃和紙といったブランド名と伝統をもってしても、職人の生活を守ったり、和紙の生産量を維持することの難しさが挙げられています。二つには、消費者を満足させる紙漉き職人の育成には、10年以上かかることが挙げられています。このように個別に見れば、厳しい報告となっていますが、報告書の結びに、和紙を産業として復興させるにとどまることなく、新たな山鹿ブランドをつくるアイテムの一つと位置づけており、この山鹿の地に育まれた山鹿和紙の魅力を、市内外に発信していくことが求められていると思います。今後は、各分野での検証を行いまして、新たな施策の展開に向けて、次のステップの取り組みを引き続き行ってまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森議員の広域行政の現状と今後についての１点目、消防の広域化につきましてお答えします。

市町村消防の広域化につきましては、平成18年の消防組織法の改正を受けて、消防庁が策定しました市町村の消防の広域化に関する基本指針により、管轄人口30万人以上の規模を目標に、その推進が全国的に図られているところです。その理由と

しましては、小規模な消防本部におきましては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、大規模災害への対応及び組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合が生じているからであります。そのため、広域化により、行財政上のさまざまなスケールメリットを発揮して、消防体制の効率化や基盤の強化、住民サービスの向上を目指そうというものです。

次に、現在の検討状況ですが、本年５月に県におきまして、熊本県消防広域化推進計画が策定されました。その中心となるのは、広域化の組み合わせでありますが、県内に13ある消防本部は、城北、中央、城南、天草の４ブロックに分類され、山鹿・植木は、有明、菊池、阿蘇とともに、城北ブロックに属することとなっています。今後は、この推進計画をもとに、ブロックごとに広域消防運営計画を作成し、平成24年度をめどに広域化の実現を目指すこととなります。

次に、広域本部を置く予定市は、どのように決められていくのかというご質問ですが、ただいま申し上げました広域消防運営計画を今後作成する中で、ブロック内での協議により決められていくものと思われます。

続きまして、同じく広域についてのご質問３点目、植木町と熊本市の合併協議に係る広域行政事務の取り扱いにつきましてお答えします。本年４月１日に、熊本市と植木町との間で、合併問題調査研究会が設立され、その後、本市に対しましても植木町から、広域行政事務に関する協議依頼があったところです。内容的には、消防・清掃・し尿に係る本市の意向を含めた今後の方向性等を検討するものであります。これを受けまして、今後、広域行政事務組合を交えた上で、植木町と本市において、広域行政のあり方、施設の取り扱い、将来の見通し等について、事務レベルでの協議を進めていくこととなります。したがいまして、個々の事務事業についての具体的な方向性等につきましては、これから作業を進めていくという段階です。

以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

広域行政の現状と今後についての２点目、クリーンセンターの課題についてお答えをします。

まず、協定書の中での使用期限に関する事項についてですが、施設の使用期限はダイオキシン低減対策改良工事後の平成15年度から平成24年度までの10年間とする。なお、新設については、現町以外での設置を検討するとなっていますので、申し添

えさせていただきます。

今日、担当部署でどのような検討作業を進めているかというお尋ねですが、平成19年７月に、山鹿・植木広域行政事務組合のごみ焼却施設に関する事項を調査審議する、ごみ焼却施設検討委員会を設置し、今後のあり方について協議を進めているところです。これは山鹿市、植木町の衛生、財政担当課職員及び広域行政事務組合職員で構成しているものです。ごみ処理体系のあり方、施設全体の運営、整備費用などの総合的な観点、さらにはクリーンセンターの現有施設の状況と今後の見込みから、別途用地を確保し、ごみ処理施設を新設する場合と、現有施設を継続して利用する場合の各ケースについて比較検討を行ってまいりました。現有施設は設置後16年を経過していますが、これまでに厳格なメンテナンスや補修を計画的に行ってきており、処理機能・処理能力・環境基準の厳守など、通常運転に支障はなく、適正で安全な運転が継続されています。今後も適正な維持管理を継続することで、健全な運転が可能と思われます。今日の財政事情等を勘案した場合、現有施設を継続しての使用が望ましいものと思われますが、冒頭述べましたように、現有施設におきましては、広域行政事務組合と地元との間で、平成24年度までの使用期限の協定がございます。今後、植木町の動向を見守りつつ、また地元との協議も続けるとともに、さらなる協議を進めまして、より良い解決策を図ってまいりたいと考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で森議員の一般質問は終了しました。

ここで昼食のため休憩します。午後１時30分から再開します。

午前11時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により藤原　弘議員の発言を許します。藤原議員。

［21番　藤原　弘君　登壇］

○21番（藤原　弘君）

皆さん、こんにちは。21番議員の藤原弘です。

質問に入ります前に、資料の配付をさせていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっていますので、会議規則第150条の規定により、これを許可します。職員に配付いたさせます。

［資料配付］

○21番（藤原　弘君）

今回は、発言通告に基づきまして、質疑１点、一般質問１点を行います。

まず最初に質疑を行います。議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）の９ページ、林業振興費の林業木材産業施設等整備事業についてお伺いします。

１回目の質疑を行います。事業概要及び事業費内訳についてご答弁願いたいと思います。

次に、一般質問を行います。１回目に、まずごみ問題についてお伺いしたいと思います。今回、植木町にあります埋立最終処分場に持ち込まれています処分ごみについてお伺いします。去る４月、広域議会で最終処分場を視察しましたが、その現状に驚かされました。お手元の資料を見ていただければわかると思いますが、本来であるならば資源ごみとして収集され、リサイクルプラザに搬入されるべき空き缶、瓶類、そして可燃物として収集され、クリーンセンターに搬入されるべき木製家具、紙類、プラスチック類の多さであります。実にその量は、搬入ごみ全体の８割にも及んでいます。ごみ分別については、近年、市民の意識も向上し、リサイクルプラザも建設されたことで、処理も適正に行われているものと思っていましたので、予想外の光景でした。国では、平成20年度から24年度までの廃棄物処理施設整備計画では、一般廃棄物の排出抑制や、再使用・再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるための一般廃棄物の有料化の推進、リサイクル率25％の達成などとともに、ごみの直接埋立原則禁止の目標が掲げられています。これらを踏まえ、本市では最終処分場の現状について、どのような認識を持っておられるのかお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

質疑の事業概要及び事業費の内訳についてお答えします。

本事業は、効率的な作業の実施による生産性の向上、またこれとあわせて、労働

強度の軽減など、作業環境の改善等を図るため、必要な施設の整備を行うことを目的としています。幸の国木材工業においては、平成17年度、18年度において、乾燥機と木屑ボイラーを、熊本県林業木材産業に伴う木材高度化施設整備事業により導入し、プレカット加工の作業で発生した木屑を燃料とした木屑ボイラーによる乾燥施設を設置しました。当初は、プレカット時に発生した木屑だけの熱源の原材料として使用していましたが、乾燥剤の販売量が増大するにつれ、木屑だけでは不足する状況となっていました。そこで、大量に発生する樹皮が熱源として十分使用できることが判明したので、ボイラーの投入を行っていましたが、人力による24時間圧力計を観測しながら、交代制で投入を行っており、人件費がかかるだけでなく、不均一な乾燥による品質の悪化や、投入時の事故などの諸問題を抱えています。よって、バーク粉砕定量自動投入装置を導入することにより、経費の削減と高品質の乾燥剤の安定供給を図るものであります。また、現在使用している角材に小割する機械等は、材の両面をかんながけする２面かんな盤と小割する機械の２工程により作業しており、作業効率も悪く、また品質の確保ができ難い状況であります。このため、これらの機械を集約し、さらに角材の角の面取りする機能を備えた機械を導入し、生産効率の強化及び需要の拡大とともに、高品質な製品を提供することがより顧客ニーズに対応するものであります。さらに、工場内で木材を運搬するための木材処理加工用機械施設を導入することにより、作業効率の改善と経費の削減を図るものであります。

次に、事業費の内訳についてお答えします。まず、バーク粉砕・定量自動投入装置と２面かんな盤等を合わせた木材処理加工施設の事業費は3960万9000円、また木材処理加工用機械施設の事業費は1259万1000円であり、総額5200万円であります。その内訳は、幸の国の自己負担分が1940万2000円、その差額が3279万8000円が補助金で、今回補正を上程するものであります。また、財源内訳としましては、国庫補助金が2285万8000円、県補助が497万円、一般財源が497万円となっています。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

藤原議員の一般質問、ごみ問題についてお答えをします。

山鹿市の生活系ごみの推移状況につきましては、有料指定袋使用前の平成16年度と平成19年度を比較してみますと、可燃ごみは約20％、不燃ごみは半分、粗大ごみにつきましては60％に、それぞれに減少している状況です。資源ごみは、平成15年度のリサイクルプラザ稼働時と比較しますと、約45％増加し、分別収集の効果が表

れているものと認識をしています。しかしながら、ご指摘がございましたように、不燃ごみや粗大ごみとして最終処分場に搬入されているものの中に、本来、資源物や可燃物として取り扱うべきごみと、不法投棄されたごみが搬入されているものが見受けられます。市としましても、ごみ分別等でリサイクルの推進を目指すものとして、非常に残念な状況であると思っています。こうした状況を受けまして、今後も収集所での指導、さらに環境課で毎月発行しております環境便や広報紙等によりまして啓発活動を行い、市民の皆様方にさらなる分別の徹底をお願いしてまいりたいと考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

藤原議員、了解ですか。

○21番（藤原　弘君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

［21番　藤原　弘君　登壇］

○21番（藤原　弘君）

それでは、林業振興費について、２回目の質疑を行います。

この予算、本来であるならば、当初予算に組まれるべき予算だと思いますが、今回、補正予算の中で組まれていますが、その経緯についてお伺いしたいと思います。

それともう１点、これだけ多額の税金を投入するわけですけれども、その効果、メリットについてお伺いしたいと思います。

次に、一般質問のごみ問題について、２回目の質問を行います。

最終処分場へ資源ごみや可燃ごみが持ち込まれる一因として、現在、リサイクルプラザにあります破砕ラインの有効活用がなされていないことがその一因として挙げられると思います。この施設は、たんす等の家具類から自転車などの金属製品まで処理可能な施設であります。今後、関係機関で検討し、有効活用を図るべきだと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

それからもう１点、排出量に応じた負担の公平化の観点から、県下の多くの自治体で粗大ごみの有料化がなされておりますけれども、本市においては今後どのように考えておられるかお伺いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

質疑の補正予算での提案理由並びに導入後のメリットにつきましてお答えします。

補正予算の提案理由でありますが、本事業は県の補助制度を活用した事業です。平成19年８月に、幸の国木材工業から市に対し、実施計画の提出があり、補助事業として採択を受けたい旨の要望があったものです。その後、県と協議を重ねてきたところですが、本市の平成20年度の当初予算編成過程においては、補助事業としての採択が不確実な状況でありましたので、当初予算措置を見送らせていただきました。平成20年４月中旬に、県から平成20年度補助事業としての採択の内報があったこと、並びに住宅建築の減少等木材産業を取り巻く環境が大変厳しい状況にあること、また事業主体である幸の国木材工業から、早期事業着工の強い要望がありましたので、今回、６月定例会での補正予算をお願いしたところであります。

次に、木材処理加工施設及び木材処理加工用機械の導入後のメリットについてですが、高品質な製品の安定供給及び作業効率による合理化を図ることにより、大幅な経費の削減、安全性の確保、生産効率の強化及び木材の需要拡大につながり、さらには林業振興が図られるものと思います。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

ごみ問題についての２回目のご質問にお答えします。

粗大ごみの収集につきましては、現在はロッカーや机など、木製・金属製を問わず、同じ日に収集をしています。木製などの可燃性粗大ごみと、金属製の不燃性粗大ごみの収集日を別々にすることで、粗大ごみからリサイクルプラザの破砕機を有効活用して、金属の資源物を回収できるような体制づくりを、今後、広域事務組合と協議を重ねてまいりたいと考えています。

また、粗大ごみの有料化についてどう考えておるかということですが、現在、粗大ごみにつきましては、無料で収集をしています。他の自治体では、有料で収集しているところもあるようです。ご指摘のように、粗大ごみにつきましても、排出者が処分費用の一部を負担するという観点から、今後、有料化につきましても検討を進めてまいりたいと考えています。市民の皆様の意識の高揚、あるいはリサイクルプラザの有効活用等によりまして、最終処分場の延命化につなげてまいりたいと考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

藤原議員、了解ですか。

○21番（藤原　弘君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

［21番　藤原　弘君　登壇］

○21番（藤原　弘君）

林業振興費につきまして、３回目の質疑を行います。

現在、山鹿市においても、第三セクターの民営化について検討がなされていますけれども、副市長は、現在、幸の国木材工業の取締役を務めておられます。副市長、取締役の立場から、幸の国木材工業の民営化について、今後の方向性をお伺いしたいと思います。

一般質問のごみ問題については、執行部から前向きな回答をいただきましたので、安心しました。ごみ問題は、今後も市民、行政、一体となって取り組んでいかなければならない問題であります。ごみ減量化に向けて、早期に実現されることを期待しまして、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

藤原議員の質疑にお答えしたいと思います。

市が出資をしています第三セクターにつきましては、その自立経営というものを促進するために、平成18年度から19年度にかけまして、社団法人中小企業診断協会に委託をしまして、業務監査等の経営に関する総合的な経営診断業務を実施してきたところです。現在、各第三セクターにおきましては、より健全な経営ができるよう、指摘事項等を含めまして、それぞれに自主的・自立的な改善に取り組んでいます。また、平成19年度に庁内におきまして、第三セクターのあり方検討委員会を設置しまして、第三セクターの事業内容、市の関与のあり方、将来方向性について検討を重ねてまいりました。第三セクターの自立経営を図るための措置に関する方針というものを策定したところです。この方針におきまして、第三セクターの将来方向性としましては、すべての第三セクターの最終形態というものは、完全民営化を目指すということとしています。

幸の国木材工業株式会社につきましては、現在、会社としても経営改善のできる内部体制をとりまして、自立を目指した経営改善に取り組んでいるところです。さらに徹底した経営努力を促しながら、民営化に向けた具体的な協議というものを進めてまいりたいと考えています。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

以上で藤原議員の質疑・一般質問は終了しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後１時51分　散会

～～～

６月９日（月曜日）

平成20年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成20年６月９日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．北原　昭三

一般質問

（１）安心・安全なまちづくりにおける防災について

①　地震災害への対策

②　学校の耐震化

（２）ホームページの有効活用について

①　バナー広告掲載で新たな財源確保を

（３）魅力あるまちづくりについて

①　まちづくり寄附条例

２．原　　徹

一般質問

（１）後期高齢者医療制度について

（２）山鹿市の国保税について

（３）市職員の勤務条件・給与体系の改善について

３．川野　功

一般質問

（１）教育関係

①　新しく学習指導要領が改訂されたが、それらを効果的に実施するためには、教育条件の整備が必要である。特に「生きる力」をはぐくむという理念を実現するためには、教師が子どもたちと向き合う時間を確保することが最も大事だと文部科学省のホームページにも書いてある。本市として先生方が子どもたちともっと向き合う時間をつくるためにどのような対策を考えているか。

②　高校を退学する子どもたちがふえていると聞く。特定の中学卒業生にその傾向が見られるという話を聞いたが、実際の状況はどうなのか。その対策としてどのような施策が考えられるか。

③ 中国四川省の大地震で学校が倒壊し、多くの尊い子どもたちの命が失われた。これを受け、日本の小・中学校校舎の耐震度が非常に心配されている。学校規模適正化協議会では、耐震度についてはそれほど優先順位が高くなかったが、大地震の際の児童や生徒の安全と市民の避難所確保のため耐震補強は必要であり、もっと優先順位を上げるべきではないか。

（２）中心市街地活性化と大型店対策について

（３）新庁舎建設について

４．吉本　政幸

一般質問

（１）農業の問題について

① 作物別の現況把握と将来予測

② 農業活性化計画の概要と具体的な動き

③ 農業支援対策の情報提供

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君

17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野　力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
教育部首席審議員	佐藤　智君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	富田辰郎君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者兼会計課長	北井孝範君
総務課長	幸村英星君

職員課長	有働　博君
国保年金課長	奥村正文君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	大森健司君
都市計画課長	宮本　稔君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、６月６日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。北原昭三議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

皆様おはようございます。議席番号２番の北原でございます。発言通告に従いまして、一問一答方式にて今回３件の一般質問をします。

１件目、安心・安全のまちづくりにおける防災、地震災害への対策について、１回目、３点の質問を行います。

今年の１月17日で、あの阪神淡路大震災から13年が経過しました。以来、地震災害を想定した安心・安全のまちづくりが国民の大きな課題となり、今日まで、国や都道府県、各自治体においてさまざまな取り組みがなされてまいりました。その間にも、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震等を通じて新たな課題も浮き彫りになり、その対応も検討されてきたところであります。また、2004年12月のインド・スマトラ沖大地震は、インド洋沿岸諸国で16万人もの犠牲者を出し、改めて津波の恐ろしさを世界各国の方々が実感しました。

防災に備えて本市におかれましては、第一次山鹿市総合計画で、安全で安心して暮らせるまちづくり等の計画があります。これまでの取り組みについては評価をいたします。各地域で自主防災組織の設置などに取り組まれておられます。

ここで、質問の１点目です。これまでの市民への周知と市の取り組みについてお伺いをします。もし、本市において震災等の被害が発生した場合を想定すると、夜中であれば何の光もない真っ暗な中で被災者を避難所まで誘導すること一つを挙げても、困難を生じるのではないかと思います。

質問の２点目です。あらゆるケースを想定し、現場に即した行動計画とその周知がさらに必要ではないかと思考しますが、ご所見をお伺いします。

阪神淡路大震災や新潟県中越地震において避難所でトイレ使用が困難になる事態が多く発生したそうです。このことにより、トイレを我慢したり、水分の摂取を控え体調を悪くしたり、おいては命を落とすケースもあったようです。それぞれの避

難所を利用する被災者数の推計に基づき、例として杉並区和田堀公園では、井戸や水槽、排水管、マンホール、テント等を整備し、この避難所となる公園において、30基の災害トイレのマンホールなどが、１基100人が使用するとして3000人分の仮設の水洗トイレを設置することを想定し整備されていました。そのほかにも、学校や自宅でも使用可能な簡易トイレを計画的に災害時の備品としてそろえているようでもあります。

本市におかれましても、災害時には水道や下水道等のライフラインが使用できなくなることが想定されます。各避難所において利用する被災者の数や必要なトイレの数を想定した仮設トイレの確保やマンホールを利用した仮設トイレの整備について、どのような方針を持っておられるんでしょうか。

質問の３点目です。今後、整備していく計画があればお示しいただきたいと思います。以上で１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

おはようございます。地震災害への対策についての１点目、自主防災組織設置への市の取り組みにつきましてお答えをします。

地域住民が自主的に連携し、防災活動を行う自主防災組織につきましては、山鹿市総合計画に掲げています「安全で安心して暮らせるまちづくり」の施策の一環として、その結成促進、活動強化に取り組んでいるところです。

市民の方々への周知につきましては、自主防災組織の手引きを作成しまして、嘱託員の会議等において、結成に向けた取り組みをお願いし、設立を希望される地区には、可能な限り説明に出向いています。

また、昨年４月から自主防災組織の育成を目指す補助要綱に基づき、組織の設立や資機材の整備、訓練等に要する経費につきまして一定の補助を行ってまいりました。その結果、平成19年４月時点での組織率が12.9％であったのに対し、現在は18.7％と徐々にですが、増加の傾向にあります。

今後とも、制度の活用促進を図りますとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災意識の啓発に努めてまいります。

続きまして、２点目の震災発生に対しての行動計画や周知につきましては、山鹿市地域防災計画の中で、災害の予測あるいは状況により設定した基準に基づき、職員の配備を行うことと定めています。具体的に申しますと、集中豪雨や台風の場合には、気象情報の発表内容に応じて、注意報段階での第一配備体制から災害対策本

部を設置し、全職員で対応する第四配備体制までを規定しております。

同様に地震発生の場合にも、震度４以上で第一警戒体制、震度６弱以上で全職員による警戒体制をとることとしています。

また、地域住民の方々の避難誘導に関しましては、市の防災行政無線やオフトークでの情報伝達はもとより、地元消防団の消防積載車や市の広報車等により、迅速かつ確実に情報を発信し、周知を行うこととしています。

さらに、山鹿市のみでは対応できないような大規模な震災が発生した場合には、災害対策基本法や自衛隊法に基づく、他の自治体や自衛隊、警察等への派遣要請を行い、迅速な災害復旧に努めたいと考えています。

同時に、平常時における地震への備えを強化し、大地震が起きても被害を少しでも少なくするための減災に向けた努力を重ねていくことが肝要ではないかと思っています。

次に、３点目の避難所における仮設トイレの確保や整備につきましては、大規模な災害が発生した場合、多くの方々が避難所での生活を余儀なくされています。過去の事例を見ますと、自治体が最も対応に苦慮した問題の一つに、トイレの確保ということが挙げられています。長期化すればなおさらです。この問題に関しましては、山鹿市地域防災計画の中で、概ね避難者200人に対し１基の割合で、災害用トイレを設置するとの目標数値を設定しています。しかし、現時点では未整備の状況です。今後、簡易型のトイレや既設下水道のマンホールが利用できる仮設トイレの備蓄を計画的に進めてまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

地震災害への対策について２回目の質問をします。阪神淡路大震災では、その８割が建物の倒壊によって亡くなられたと聞いています。このことを受けて、耐震強度の確保が課題となり、全国的に学校などの公共施設の耐震診断に取り組まれてきたところです。しかし、市民の居住する多くの住宅において耐震強度が確保されていないのが実情で、これまでにも自助努力で耐震補強を促すインセンティブ制度等の減災対策の取り組みを求められています。本市の減災対策について、所信をお

示しいただきたいと思います。

質問の１点目です。減災の観点から、住宅の耐震構造について窓口相談を設置することについてのお考えをお伺いします。

平成18年１月26日に改正耐震改修促進法が施行されました。これは今後10年間で住宅及び多くの人が使用する学校や病院、百貨店等の耐震化率を現在の75％から90％に引き上げ、地方自治体が耐震診断と耐震改修について指示、指導できる範囲を大幅に拡充し、耐震診断、耐震改修を円滑に進めるため、さまざまな支援策が拡充された内容になっているようです。

また、地方自治体に耐震化の目標を明示した耐震改修促進計画の策定を義務づけられているようですが、２点目の質問ですが、本市の場合、この改正法を受け、どのような取り組みをされたのかお伺いします。

以上で、２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

おはようございます。

地震災害への対策の中の１点目です。耐震化に係る相談窓口についてお答えします。建築物の耐震化につきましては、現在居住している建物がどういう状況なのかを把握しておくことは、その後の耐震対策を講ずる上で最も大切であると考えられます。そのため、本市では昨年４月、市内の全世帯に「誰でもできるわが家の耐震診断」というパンフレットを配布し、自己診断による啓発を図ったところです。その結果、本市への相談はありませんでしたが、専門職員が配置されています鹿本地域振興局の建築担当部署に数件の相談があったと聞いています。お尋ねのありました地震に関する相談業務は、一級建築士や建築主事などの資格を有しまして、建築物の構造に関する高度な専門知識や技術などが必要となります。本市には、こうした専門知識を有する職員が少ないこともありまして、住宅等の耐震に関する相談のうち専門知識を必要とする場合は、鹿本地域振興局の建築主事を紹介するなどの対応を行っています。また、市内の建築設計事務所にも民間の相談窓口として相談を受けていただいています。

今後とも、市民への啓蒙や県及び建築設計事務所などとも連携を図りながら耐震化の促進に努めていきたいと考えています。

次に、２点目の耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画についてお答えします。改正されました耐震改修促進法第５条第７項の規定は、市町村に建築物の耐震診断

及び耐震改修促進計画の策定を求めるものです。策定に当たりましては、国の基本方針及び県の促進計画の内容を勘案し、耐震化目標の設定や建築物の耐震化計画を策定するとともに、地域の状況を踏まえ、地震防災マップや優先的に耐震化に着手すべき建築物、重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動などについても記述することとなっています。

熊本県は、平成19年３月に県計画を策定していますので、本市では、その内容を参考に、重点的に耐震化すべき区域、耐震化目標値などについて現在、内部検討を進めています。今年度は、検討作業を急ぎますとともに、県とも協議しながら耐震改修促進計画を策定する予定としています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

３回目、学校の耐震化についてお尋ねをします。公立小・中学校施設は、子どもたちにとって１日の多くを過ごす学習と生活の場であるだけではなく、災害等の地域住民の防災拠点としての役割もあることから、安全確保が不可欠です。

日本が地震大国であることは皆様ご存じのとおりです。ところが、1981年に強化された耐震基準を満たす公立小・中学校施設の割合は、2007年４月の時点で耐震化率は全国平均58.6％であり、2002年の44.5％に比べ14ポイント上昇を見ているものの、依然４割の建物は耐震性が不十分というのが実情です。熊本県の耐震化率は47.3％にとどまっています。耐震化率が進まない最大の理由は、地方自治体の財政難と思われます。中国四川大地震で学校が倒壊し、多くの子どもたちが犠牲になりました。ご冥福を祈り、１日も早い復旧をご祈念申し上げたいと思います。

この大地震を踏まえ、今の国会で法改正し、補助率を現在の２分の１から３分の２に引き上げ、さらに元利償還金に対する交付税措置も拡充するため国が86,7％を負担することになり、実質的な地方負担は13.3％と半分以下に圧縮されます。地震対策措置法の改正案の一刻も早い法案の成立を願います。

質問をします。本市の小・中学校の耐震化率はどのようになっておりますか。

以上で、３回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

北原議員の安心・安全なまちづくりにおける防災についての２点目、学校の耐震化についてお答え申し上げます。

５月22日付けの熊日新聞報道によりますと、政府が小・中学校の校舎などの耐震化を加速するため、耐震補強改築事業に対する国庫補助率引き上げや関連予算の増額など、対策の検討に着手したとありました。今国会に法案を提出し、成立を目指すと聞いています。

また、内閣総理大臣が開催する教育再生懇談会の今年５月の第一次報告の中でも、全国の学校施設、特に危険性の高い学校施設の耐震性の確保に市町村の学校設置者が早急に取り組むよう、またそのための支援の充実を強く求めるとされたところです。

さて、お尋ねの山鹿市の教育施設の耐震化率ですが、幼稚園、給食センターを含めたすべての義務教育関連施設の耐震化率は41％です。

以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。規模適正化とあわせ、的確な推進をよろしくお願いをします。

続きまして、２件目は、ホームページの有効活用についてお伺いをします。その前に、平成18年６月定例会におきまして、広告事業を推進する財源確保について、愛知県豊田市また横浜市の取り組み状況を説明し、積極的な広告事業の推進をお願いしていたところです。その後の経過等を含めお尋ねをします。

ホームページは山鹿市の顔であり、市民にとっては市の広報ですので、見やすく、わかりやすく、使いやすいことが大切です。さらに、外に向かっては山鹿市を宣伝、アピールする電子広告です。そういう観点から質問をします。

バナー広告の掲載で新たな財源確保についてです。皆さんも他市のホームページ

をごらんになり、ご存じかと思いますが、バナー広告はインターネット上で使用される広告の一種で、ホームページなどに画像や文書を張りつけ、クリックすると広告主のページにリンクします。幅広い層の目に触れるため、インターネット広告としては最も一般的で、全国の地方自治体でホームページにバナー広告を掲載する取り組みが広がってきています。地方財政が厳しさを増す中で、広告料や広告代理店との契約料を新たな財源として期待ができますし、また山鹿市の地域産業のＰＲまた地域経済の活性化に寄与する有効な手段と考えます。

時事通信社の調査によりますと、既に39の道府県が取り組みを開始しており、熊本県内でも熊本市、八代市、合志市、人吉市などが実施されています。

そこで、質問をします。山鹿市は、このバナー広告を実施する考え、また計画があるのかお伺いをします。

次に、その計画にあたり、以下の件についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。広告主の募集などの業務には、自治体が独自に行うケースと広告代理店が実施するケースと二通りに分かれると思います。山鹿市は、このあたりは独自で行うのか、広告代理店に委託するのか。また、そのメリット、デメリットについてお伺いをします。

次に、広告事業について、市の責任において取り決め事項が大変重要になってくると考えます。そこで、広告事業の実施要綱、広告掲載の取り扱い基準については、どのようにお考えかお伺いをします。

次に、広告の内容審査についてお伺いをします。大変重要なポイントになってくると思いますが、その実施要綱に沿った審査機関等は設置される考えはあるのかお伺いをします。

以上、４点についてのご答弁をよろしくお願いをします。

以上で、２件目の１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

ホームページの有効活用等のご質問にお答えします。

自治体の広告事業につきましては、ホームページを活用したバナー広告をはじめ市民の皆様へ配布する封筒、公共施設へのネーミングライツなど、さまざまな媒体や資産を活用し、財源の確保と地元企業等の振興を目的に現在、多くの自治体が取り組んでいます。本市におきましては、広報やまがの平成19年１月１日号からの広告掲載や水道局の市民への緊急連絡先案内を兼ねた封筒への有料掲載を行っていま

す。

お尋ねの１点目、バナー広告の実施につきましては、本年10月からの掲載を予定していまして、７月には市のホームページにおきまして、広告主の募集を開始する計画としています。

お尋ねの２点目、広告主の募集につきましては、現在は市が直接行う計画としています。市が直接行う方法と広告代理店を利用する方法の二通りがありますが、市が直接行う方法は、広告収入額や経費削減額が多い反面、広告主を常に安定して見つけることができるかという不安な部分があります。また、広告代理店を利用する方法は、安定して広告主を見つけることができますが、広告収入、経費削減の観点から見ますと、前者より必要経費が多くかかります。どちらの方法も一長一短がありますが、今後は、広告事業の対象を他の媒体や資産に拡大していくときには、広告代理店を活用した方が事業の目的を達成しやすいだろうと考えています。

お尋ねの３点目、実施要綱や基準についてですが、現在のところは、広報やまがとホームページ上のバナー広告を対象にした要綱・基準を定めています。しかしながら、今後、広告事業の拡大を進めていく場合には、全庁的な共通認識の上に取り組みができるよう統一した要綱や基準を策定しなければならないと考えています。

次に、お尋ねの４点目、審査委員会の設置ですが、今の段階では広告媒体が限られているため設けていませんが、これも先の実施要綱・基準の策定と同様に、事業の拡大に伴い、広告の適否を審査する審査委員会は設置しなければならないと考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

続きまして２回目、電子行政相談システムの導入についてお伺いをします。市民の皆さんは、ごみ収集、不法投棄等の生活環境問題や生活道路の問題また介護支援問題、子育て支援など、市民生活の身近な問題に対してどこに聞いたらよいか、また相談をしたらよいか、わからないで困っている方も多いのではないかと思います。電子行政相談システムの導入を実施されている北海道名寄市では、平成15年より行政情報提供システムの導入を始められました。内容は、市民が市のホームページの

電子行政相談をクリックし、相談テーマの内容を選択し、氏名、メールアドレスを入力し、相談内容を記入し、市の方へ送信します。相談メールを受けた市は、担当課が原則的に翌日にメールで回答を送るシステムでした。また、本人の同意があれば、相談内容と回答を市のホームページに公開しており、多くの市民の方が見て、参考にしておられるということでした。ちなみに、この名寄市は、平成20年４月末、人口約３万1000人、面積が535平方キロメートルで、平成17年度のホームページのアクセス数が36万751件、電子行政相談システムへのアクセスは１万2032件とのことでした。行政相談は、スピードが大切です。時間のない市民が、ＩＴ活用によって気軽に、市役所に行かなくても行政相談、質問ができ、また特に翌日には回答されるシステムは、市民への行政サービスとしては大変有効であると考えます。この行政相談は、お金のかからない市民サービスの向上にいい事業だと思います。市民相談窓口として電子行政相談をぜひ置いていただいて、もっと市民の声また相談を受ける必要があるのではないかと提案をしますが、当局のご見解をお伺いします。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

電子行政相談システムについてのご質問にお答えします。

現在、本市の相談窓口としましては、心配ごと相談、消費生活相談、社会保険出張相談、家庭児童・婦人相談などの各種相談、またインターネット上におきましても、市ホームページトップのお問い合せのコーナーによりまして、それぞれの課ごとに相談を受け付けています。

市民と一体となった協働のまちづくり、住民主体の地域づくりを推進する本市にとりましては、広聴行政は大変重要な施策と位置づけており、市民の意見、相談を聞く機会はますます充実させなければいけないと考えています。

ご提案いただきました電子行政相談システムにつきましては、これらを充実させる一つの手段であると考えられます。今後、このシステムの研究や先進事例の調査を行いながら、さらなる広聴行政の充実を図ってまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

続きまして、３件目の質問を行います。

まちづくり寄附、ふるさと寄附条例についての質問をします。

４月30日の改正地方税法の成立を受けてスタートした同制度は、出身地など応援したい地方自治体に寄附した場合、その金額から5000円を引いた額を、居住地の住民税の１割を上限に控除する仕組みと理解していますが、この制度に対する本市の考えと説明をお伺いします。以上で、１回の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

ふるさと寄附条例につきましてお答えします。

本件につきましては、平成20年度の地方税制改正の中の個人住民税における寄附金税制の拡充として制度化されたものです。その意義は、所得税を納めるようになった個人を育てたのは、その人のふるさとであることから、ふるさとなくしてその人の今はなく、人間形成、技能修得の大切な時期を過ごしたふるさとに、恩返しの意味で、納税の一部を寄附することは理にかなったことであると考えています。

また一方、市行政の側も、ふるさと納税をしてもらうためには、魅力ある施策を積極的に実施していく必要があると考えます。これらのことを受けまして、本市におきましても、山鹿市を愛し、応援しようとする方、または団体等から広く寄附金を募り、これを財源としまして各施策を展開し、寄附者の本市に対する思いを実現することにより、多くの人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

２回目の質問をします。主体的生活者がふえ、地方での就職生活を送るケースが

ふえたとはいえ、やはり仕事が集中する大都市に人口が集中し、産業や税金が集中するのは避けられないと思います。多くの首長が地域主権を唱えておられます。地域に企業を誘致したり、ふるさとUターンを推奨したり、地道な活動を展開されていると思いますが、今こそ本質的に地域主権を実現するための新しい税財政を実現する必要があると思います。

鹿児島県は、６月１日付で東京・大阪両事務所にふるさと納税課を新設、専従職員が大都市ゾーンで寄附獲得に乗り出すなどの記事が掲載されていました。また、６月７日の熊日新聞には、合志市のふるさと納税寄附募集開始、ホームページや広報誌などでＰＲとの内容が掲載してありました。

本市としまして、このまちづくりふるさと寄附条例の導入について、今後の取り組みをお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

本市のふるさと寄附条例に対する今後の取り組みについてのご質問にお答えします。

このたびの制度改正に伴います本市の取り組みとしましては、現在、行政内部の関係５課におきまして、ふるさと納税に関する研究会を立ち上げ、当制度の導入に向けての条件整備を行っています。当研究会の検討事項としましては、条例の整備を含めたふるさと納税制度の周知及び推進に関すること、基金の設置を含めた収入の取り扱いに関すること、また事業計画及び事業報告に関すること、庁内の推進体制に関することなどについて検討しています。これらの事項につきまして整理を終え次第、制度化してまいりたいと考えています。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

以上で、北原議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

７番の日本共産党、原　徹です。質問に入る前に、ちょっと執行部の方にお願いをしておきたいと思います。こういった本会議とか、あるいは常任委員会で私たちは、問題提起したり、質問したりするわけですが、そのときに検討しますという答弁が返ってきます。検討され結論が出ましたら、必ず質問者には報告していただきたい。担当課によっては、検討しますと言って何もしない課と、あるいは、きちん

と報告していただく課もあります。その辺、よろしくお願いします。

私は３問、一般質問をしますが、１、２問目は一括方式で、そして３問目を一問一答方式で行います。

１問目は、後期高齢者医療制度についてです。福田自民・公明政権が４月実施を強行した後期高齢者医療制度に対して、「どうして75歳なのか」、「年寄りは早く死ねと言うのか」、「こんな保険料を取られたら生きていけない」、こういった声が日本列島を揺るがす怒りとして沸き起こっています。野党４党は、後期高齢者医療制度の廃止法案を参議院に提出し、先日の６月６日、参議院本会議で可決されています。これに対して、与党のある新聞は、後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者をみんなで支え合う医療制度ですと大宣伝し、また廃止を主張する政党に対しては、高齢者に不安をあおる悪質な宣伝をしていると、こういう攻撃をしています。そこで、どちらが事実なのかを確認する意味で、３点質問します。

１点目、この与党の新聞は、日本共産党は、収入ゼロでも無理やり保険料を徴収と言っているが、収入ゼロの人からは保険料は取りませんと強調しています。どちらが事実なのでしょうか。サラリーマンの被扶養者は、激変緩和対策として今は保険料を凍結していますが、９月からは収入ゼロでも徴収するのではありませんか。

２点目です。この新聞は、保険料を支払えない方から保険証を取り上げたりはしませんとしてあります。これは事実でしょうか。１年以上保険料を払えず、悪徳滞納者とみなされた場合、保険証を取り上げられる仕組みになっているのではありませんか。

３点目、この新聞には、75歳以上の健康診断は、すべての都道府県で実施されますとありますが、事実でしょうか。これまでは、40歳以上ならだれもが住民基本健康診断を受けられていたのに、75歳になると、だれでもは受けられないようになっているのではありませんか。以上３点、お答えください。

第２問目は、山鹿市の国民健康保険税についてです。

「合併したら国保税の高くなった」、これは旧４町の市民からよく聞かされる言葉です。後期高齢者医療制度と並んで、国保税を何とかしてほしいとの声は非常に高いわけです。山鹿市の国民健康保険税の状況はどうなっているのでしょうか。加入世帯、基金保有額、１世帯当たりの国保税、収納率あるいは滞納世帯、保険給付費あるいは一般財源からの繰入額などについて、どのような状況にあるかを説明していただきたいと思います。１回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

お答えします。

原議員の一般質問、後期高齢者医療制度について、３点の質問がありました。

まず１点目、収入ゼロの人からは保険料を取らないかという質問ですけれども、この後期高齢者医療制度の保険料の算定方法は、本人の所得に応じて負担する所得割と広域連合の加入者数が根拠となっています均等割の合算額で決定されます。したがいまして、収入がゼロの方は所得割はゼロですが、熊本県の場合、均等割４万6700円が設定されています。後期高齢者と世帯主との収入合算にて２割・５割・７割の軽減はありますが、均等割については、お支払いいただくことになります。

次に２点目、１年以上保険料が払えなくても、保険証の取り上げはないのかということですが、払えない方からすぐに返還を求めるということではありません。後期高齢者医療制度の場合は、その判断、決定については、県広域連合が行いますが、災害やその他政令で定める特別の事情があると認められる場合は、返還を求めることはありません。払えないさまざまな理由があると思いますので、まずは窓口である当市へ相談をいただくことが必要です。

次に３点目、75歳以上の人でも健康診断を受けられるかということですが、平成20年度からの改正により、後期高齢者の方については、保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合が各市町村に委託して健康診査を実施することとしており、本市としても募集をしていますので、受診していただくことは可能です。

次に、山鹿市の国民健康保険の現状ですが、19年度については決算が整っていませんので、17、18年度について申し上げます。加入世帯については、17年度１万3295世帯、18年度１万3280世帯。１世帯当たりの平均保険税は、17年度16万4189円、18年度16万2696円。滞納世帯は、17年度が2340世帯、18年度2418世帯。収納率は、17年度92.3％、18年度92.0％です。資格証明書交付対象世帯につきましては、17年度308世帯、18年度304世帯で、短期保険証交付世帯は、17年度1037世帯、18年度1237世帯です。これらの方は、来庁してご相談してもらえれば短期保険証や本保険証を交付しますが、お出でにならない方が多く、実際の年間交付数は資格証明証で約20世帯、短期保険証で約900世帯です。人件費分を除いた一般会計からの繰入金につきましては、17年度４億9450万円、18年度４億6,226万円、保険給付額は、17年度43億1056万円、18年度44億1371万円です。基金高につきましては、平成17年度８億5478万円、18年度11億519万円です。

以上で、現状の説明を終わります。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

議長にお願いいたします。２回目の質問に入る前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をお願いします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可します。職員に配付いたさせます。

［資料配付］

○７番（原　徹君）

それでは、後期高齢者医療制度、２回目の質問ですが、もう一度確認しておきたいと思います。１点目は、収入ゼロの人からも保険料が徴収されるということです。２点目は、山鹿市では１年間保険料が払えなくても即、保険証の取り上げはないという良心的な答弁でした。しかし、これまで75歳以上の保険証取り上げは、原爆症や障害者の方と同様に禁止されているのに、今回の制度では取り上げることが可能になっている。こういうことをはっきりしておかなければならないと思います。

山鹿市の場合も、熊本県広域連合が取り上げると判断するならば、いつでも取り上げられる、そういう仕組みができているということをはっきりしておきたいと思います。

３点目は、75歳以上の健康診断は、希望があれば熊本県広域連合では健診できるということでしたが、これまでのように今回の制度は、行政の義務というのがなくなっています。こういうところをもう少しきちんと執行部は説明すべきだろうと思いますが、行政の義務ではないので都道府県によっては、75歳以上の健康診断を実施しないところも出てくると、こういうことだろうと思います。さらに、厚生労働省は、高血圧症や糖尿病患者は、健康診断の対象外にするよう指示していますので、希望しても健診を受けられないそういう人も出てくるわけです。これで間違いありませんか、間違いがあったら訂正してください。このように本制度は、75歳になっただけで保険料や医療が特別扱いされ、差別されるということが明らかになっています。

次の質問に入りますが、後期高齢者医療制度に関する世論は、マスコミ報道によると、賛成が22％、それに対して反対が72％、反対が賛成を圧倒しているわけです。山鹿市議会も昨年12月議会で、制度凍結、見直しの意見書を決議し、政府に提出したところです。本制度の運営は、都道府県ごとの広域連合議会に任されています。

中嶋市長は、その広域連合議会の議員の１人です。そこで、市長にお尋ねします。中嶋市長は、後期高齢者医療制度に対して、どのような見解を持っておられますか。また、広域連合議会が、これまで何回か開かれてきたと思いますが、どのような質問や意見を出されたのかお尋ねします。

次に、山鹿市の国保税についてです。資料をごらんいただきたいと思います。厚生労働省は18年度の国保税の保険料滞納世帯が480万5000世帯と、過去最多を更新したと発表しています。滞納率は19.0％、熊本県の滞納率は６万700世帯で15.8％、山鹿市の滞納世帯、先ほど報告ありましたが、2418世帯で18.2％です。山鹿市の滞納率は全国平均より低いようですが、県平均を上回っています。山鹿市の国保税の特徴を見るために、18年度の県内14市の状況を表にしてみました。表を見ますと、山鹿市の国保の特徴が明らかになってきます。まずＡ表は、国保加入世帯です。Ｂ表を見ますと、国保税の基金が県内14市中第２位で約11億519万円です。天草市に次いで第２位ですが、天草市の国保世帯は山鹿市の約２倍近くありますので２万5000世帯です。割合から見ますと、山鹿市は県内14市中、最高の基金を保有していると、こういうことになります。国保世帯が同じぐらいの宇城市、菊池市に対して、７億円から10億円多く保有しているということが言えます。Ｃ表を見ますと、１世帯当たりの国保税は、熊本市に次いで２番目に高く、16万2696円で、熊本市は１世帯当たり16万7537円ですが、熊本市の基金保有額がゼロ円です。基金保有総額が１位の天草市は、１世帯当たりは12万3800円、山鹿市より約４万円も安いわけです。Ｄ表を見ますと、１人当たりの保険給付額、つまり医療費ですね、病院にどれくらいかかってるかという金額がわかります。山鹿市は、14市中もっとも低く、15万6982円です。国保世帯数が同じくらいの荒尾市に比べますと、１人当たり４万円も低い。山鹿の市民は健康な人が多い、病院にかかる人が少ない、こういうことになるのでしょうか。それとも、早期発見・早期治療で全体の医療費が安く済んでいるということも言えるかもしれません。Ｅ表を見ますと、山鹿市の収納率です、92.01％で第10位。天草市は、収納率も95％近いわけです。

以上のことから明らかになることは、山鹿市は１世帯当たりの国保税が極めて高く、滞納者も多い。しかし、医療費がとても低く、基金保有割合は14市中、最高だということです。ここで注目するのは基金です。山鹿市は果たして、11億円もの基金が必要なのかということです。厚生労働省は、準備金としての基金の基準を指導してきたと思います。それから見ても、基金保有額が大きすぎるのではないでしょうか。市民の国保税が高すぎるという声にこたえて、引き下げることができるのではないかお尋ねします。２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。

原議員の２回目の質問にお答えします。

まず、後期高齢者医療制度に対する見解ですが、少子高齢化や老人医療費の増大、国民健康保険事業の財政基盤の脆弱さや将来予測から言っても、今回の制度改正に伴います後期高齢者医療制度につきましては、その必要性など、制度大枠では賛成できるものであると考えています。しかしながら、制度自体や趣旨、必要性の説明不足、世帯主も含めた均等割軽減判定などの複雑さ、社会保険等の被扶養者のみの経過措置への不公平感、世帯主が高齢者分も負担していた国民健康保険制度から分離しての個人賦課など、細かい点での配慮や説明が不足していると強く感じています。

次に、広域連合議会のことですが、まだ現在のところ、質問は行っていません。

以上で、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

原議員の国民健康保険税に関する２回目の質問にお答えします。

まず、厚生労働省が指導する基金積立基準につきましては、過去の指導としては、保険給付費と老人、介護への拠出金等の過去３カ年平均額の５％以上での指導があっていました。当市では３億円以上に当たるわけです。しかし、最近では保険者の規模等に応じた安定的かつ十分な基金積立をということで指導されているところです。

ご指摘の国民健康保険税の引き下げの可能性ですが、当市の国保税につきましては、合併に伴う不均一課税の統一が平成19年度で終了し、今年度からは後期高齢者支援分に伴う調整、改正を行っています。また国におきましては、医療保険制度など本年度から制度面で大きな改正が行われており、国保財政へ与える影響は大きいものと考えています。今後の財政状況を見極め、検討していきたいと考えているところです。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

ここで、しばらく休憩します。

午前11時01分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時16分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

後期高齢者医療制度について質問します。

市長は、広域連合議員としてまだ何も発言してないということでしたが、後期高齢者医療制度について、市民の声に耳を傾けるべきではありませんか。本制度についての不安や怒りの声は全国で沸き起こっています。テレビや新聞でも毎日のように取り上げています。与党は、保険料は特に所得の低い人ほど安くなるとアピールしてきましたが、これが逆で、負担増は所得が低い人ほど大きかったということが、厚生労働省の調査結果で明らかになりました。また、先ほど説明不足とのことでしたが、本制度に対する住民の不安や疑問は、知れば知るほど大きくなり、それが怒りに変わっていくわけです。市長は、広域連合議会議員として、住民の声を広域連合議会に反映させるために、議会ではどんどん質問し、意見を述べていただかなければなりません。何も発言しないのなら、広域連合議員としての責務を果たしていないことになります。先ほど市長は、本制度について大枠賛成と答弁されましたが、世論調査では72％が反対です。市長の見解は、民意に沿っていないことになります。また、山鹿市議会も先ほど申しましたように、請願を採択しているわけです。山鹿市議会の決議にも沿っていないことになります。75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は有無を言わさず年金天引き。保険料を払えない高齢者からは保険証を取り上げる仕組みをつくり、健康診断から外来、入院、終末期まで、あらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけられる。こんなに人の命の尊厳を無視したひどい制度はないと思います。しかも、時が経過すればするほど、国民負担が大きくなる仕組みです。この制度に反対しているのは野党４党だけではありません。医療に直接携わる日本医師会をはじめ全国老人クラブ、さらには自民党の中曽根元総理大臣、堀内元総務会長、塩川元財務大臣までもが反対、廃止を主張しているわけです。

そこで、大枠賛成と答弁された市長に、３点だけ具体的に質問します。

１点目、厚生労働省によると、後期高齢者制度の実施に伴い、75歳以上の人間ドックへの助成を行っていた自治体のほとんどが助成を廃止してしまいました。山鹿市も廃止だと思います。人間ドックは、健康維持と病気の早期発見につながり、全体の医療費を抑制してきたと思います。ところが、75歳になった途端、人間ドックの助成をうち切ってしまう。これは75歳という年齢で差別する後期高齢者医療制度の典型です。市長、あなたは75歳になったら、もう長くは生きられないのだからといって、人間ドックの補助をうち切ってしまうような制度に賛成なのですか。

２点目です。本制度は、高齢者を病院から追い出すための退院計画書を作成すれば、診療報酬が加算されるという後期高齢者退院加算制度がつけられます。また、終末期と診断されたら、延命治療はむだとばかりに本人や家族に延命治療を控えさせるための契約書を書かせ、それが作成されたら診療報酬が加算されます。後期高齢者終末期相談支援料という制度をつくっているわけです。これも75歳以上の人だけが対象です。市長、あなたは75歳以上に限って、このように診療報酬が加算される制度に賛成なのですか。

３点目です。６月13日は、15日が日曜日のために２回目の保険料が年金から天引きされます。国民の怒りはさらに広がるだろうと思います。しかし、この保険料は今の金額では収まらないわけです。後期高齢者医療保険料は２年ごとに見直され、75歳の人口がふえればふえるだけ自動的に引き上げられる制度です。現在、全国平均７万2000円、熊本県は７万7600円とされる保険料は、今執行部に座っておられる団塊の世代が後期高齢者となる17年後の2025年度には平均16万円にもなります。２倍以上に値上げされるという試算が出されています。これでは高齢者は暮らしていけません。まさに、現代版うば捨て山です。命と健康にかかわる医療に、年齢での差別と高齢者への新たな負担増を持ち込み、長年社会に貢献してきた高齢者に苦しみを強いる。これほど人の道に反した政治があるでしょうか。市長は、このような高齢者に負担を強いる制度に賛成なのですか。

以上３点、端的にお答えください。

次に、国保税についてです。厚生労働省は、準備のための基金は保険給付総額の５％程度と指導してきたということですが、山鹿市の場合、18年度の保険給付総額は約44億円です。その５％は２億2000万円、基金保有額は３億円もあれば十分ということです。11億円は厚生労働省が示す準備額の４倍以上の保有額であり、まさにため込みすぎであると思います。今、１世帯２万円ずつ引き下げても、１万3285世帯ですから２億7000万円で済み、なおもって準備基金は８億3000万円となります。１世帯２万円ずつ引き下げても、厚生労働省が指導する準備額を大きく上回るわけ

です。今市民は、所得税や住民税の増税、年金改悪、国保税、介護保険料の値上げ、さらにはガソリン等をはじめとする諸物価の値上げラッシュによって、生活が非常に厳しくなっています。早急に２万円以上の減額措置をとって、少しでも市民生活が楽になるように市民の願いにこたえてやるべきではないでしょうか。国保税が安くなれば収納率もアップすることは間違いありません。

前向きな答弁を期待して、３回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の３回目のご質問にお答えします。

１点目の、75歳以上の方々の人間ドックの廃止ということですけども、基本的に山鹿市としまして、75歳以上の方の人間ドックは制度としてやっていなかったということですので、改めてこれを廃止するということではないと思っています。

２番目の、退院計画あるいはまた終末医療の契約書を書けば診療報酬に加算されるというようなことですけども、これにつきましては客観的に見て、非常に人間的でないと、そんな感じを受けます。やはり、これまで人生をしっかりと生きてこられた方々に対するあり方というのは、基本的な人間の命を大事にする、そういったものであるべきだと、そんな思いをしています。

最後の、保険料を年金から差し引くこと、そしてまた、それがだんだん将来的に上がっていく可能性があるということです。これにつきましても、非常に高齢者の方々に大きな負担となり、そしてまた大事な年金から天引きされるというのは、非常に苦痛が大きいのではないかという思いがします。先ほど、この制度自体の大枠については理解を示し、賛成するというお話をしました。今日の高齢化がさらに進んでいく、医療費が増大していく中で、それをしっかりと将来にわたって確実なものにしていくという方向性は、日本の国として、また自治体として非常に大事なことであるという思いをしています。基本的にはそういった思いはしますけども、こういった個別のことにつきましては、先ほども申し上げましたように見直しや説明不足、そういったものが十分あったと思います。この年金からの天引きにつきましては、高齢者の方々の思いを感じますときに、しっかりと高齢者の方々に説明をしていく。そして、十分なご理解をいただく、そういった手立て、取り組みが非常に大事だったなという思いがします。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

原議員の３回目の質問にお答えします。

国保税の引き下げをということですが、後期高齢者医療制度だけでなく、前期高齢者医療費の財政調整制度、診療報酬をはじめとした医療制度など、大きく変わっています。それに伴って、財政の負担調整の仕組みも大きく変化しており、国民健康保険事業としても後期高齢者医療への支援支出金や反対に65歳から74歳までの前期高齢者への支援収入金など、新しい財政調整の仕組みが始まっています。

ご意見のように、基金の状況はよいとは言えますけども、今回の国の医療保険制度の改正には、国保財政の負担軽減や基盤安定化が盛り込まれているようですが、制度改正の影響や保険給付費等の伸びなど、財政状況を慎重に見極めながら、中長期的な財政計画のもと、国民健康保険税の検討を進めたいと考えています。

以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

次の質問に入る前に、ちょっとコメントしておきます。市長と私の違いというのがどこかあると思うんですが、医療費を安くするために75歳以上のお年寄りに負担をかぶせる、ここが一番大きな問題です。お年寄りに負担をさせる。ところが、この前から出ていますように、道路特定財源には59兆円、あるいは、大企業への法人税減税５兆円、米軍基地グァム移転３兆円、防衛費に毎年５兆円、こういうのには湯水のように予算を使う。そして一方では、お年寄りに犠牲を強いると、こういう制度ですから、絶対にこれ賛成できないという立場で市長も臨んでほしいと思います。

次に３問目に入ります。市職員の勤務条件並びに給与体系の改善等についてです。日本共産党は、今から30年前の1979年に自治体労働者論というものを発表しました。自治体労働者の果たすべき役割を明らかにしているわけです。要約しますと、自治体職員は、自治体当局に雇用された働く労働者であるとともに、住民全体への奉仕という特殊性を持つ職務を行うものであるということです。住民も自治体職員が地

方自治法を守り、住民福祉のために行政上の諸活動を積極的に行うことを切望しています。同時に、自治体職員が国民、住民の１人として基本的人権を享有し、勤労者としての基本的諸権利を保障されるべきことは当然です。職員の諸権利が保障されるということは、職員が住民奉仕の公正で民主的な行政を、創意性を発揮して積極的に行うための重要な条件であると考えます。そこで私は、市民への奉仕は、明るく、働きやすい職場づくりという観点から質問をします。

まず１点目です。職員の健康状態について。市民への奉仕には、市職員の健康が第一です。健康でなければ、市民への奉仕はできません。人事院は４月に、2006年国家公務員の実態調査を発表しています。病気やけがで１カ月以上休んだ国家公務員は6500人に上り、このうち63％がうつ病や総合失調症など心の病である。人事院は、その原因を長時間労働や職場でのストレスの増加としています。山鹿市の場合も、合併による職場の統合、あるいは人員削減によって仕事の内容の拡大があり、職員の健康状態が心配されます。そこで、病気休暇あるいは休職の状況はどうなっているのかをお知らせください。

２点目は、職員の時間外勤務、残業状況についてお尋ねします。ある日、夜の９時半頃だったと思いますが、私は、宴会がありましたので飲んでから、この市役所の中をとおりました、９時半頃でした。それまで仕事をされていた職員の人たちと会いました。「残業ですか」と尋ねますと、「はい、残業です」と。つい飲んでいたものですから、「残業手当はもらっていますか」と聞きますと、「いえ、自主残業ですから」というお答えでした。また、３月のある日曜日に、忘れ物をしましたものですから、ひょっとすると開いていないかなと思って来てみました。昼ちょっと前だったと思いますけど、案の定、市役所は開いておりました。入ってみますと、それぞれの課に十数人の人たちが仕事をせっせとしています、日曜日なのに。ある人に「残業ですか、残業手当はもらっていますか」と聞きますと、「いいえ」と、「自主残業です。仕事がなかなか終わらないものですから」というお答えでした。「仕事が終わらないのなら、なぜ時間外勤務を申告しないのですか」と尋ねますと、「手続きが面倒ですから」とのことでした。まさに今、民間大企業で問題となっているサービス残業、タダ働きです。ときには、自主残業もあり得ると思います。しかし、それが慢性化して当たり前のようになっていてはなりません。市役所は法律を守るところです。市民への奉仕と同時に、労働基準法を基本にして勤務に当たるのが当然だと考えます。そこで質問しますが、職員の時間外勤務の状況を把握しておられますでしょうか。また、時間外勤務の手続きの方法はどうなっているかをお尋ねします。

３点目です。昼食時間の節電規定について、私は議員になって６年目になります

が、大変小さいことかもしれませんけども、いつも気になっていることがあります。それは本庁は古い建物で窓からの採光が弱く、雨の時は照明がないとかなり暗いです。ところが、昼食時間になると一斉、窓口業務以外は節電のためと言って、照明が消されます。私が異様に感じたのは、雨の日でも職員の皆さんは暗い部屋で昼食をとっているということです。特に本庁の２階、３階はひどいようです。省エネとはいえ、余りにも行き過ぎではないでしょうか。こんな暗いところで昼食をとることは健康上、問題だと思います。節電は歓迎です。しかし、昼食が終了したぐらいの時刻に消灯してはいかがでしょうか。どこから指示が出されているかわかりませんが、職員の健康面を配慮して改善すべきだと思います。１回目、終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

原議員の一般質問の３点目、市職員の勤務条件、給与体系の改善についてお答えします。

まず、職員の勤務状況についての１点目、職員の病気休暇で90日以内の状況につきましては、平成17年度が29名、18年度が48名、19年度が45名です。また、病気休職者で90日を超えて病気休職となった者及びその休職者のうち、いわゆる精神的なものによる者が、平成17年度、休職者６名中２名、18年度が５名中３名、19年度が９名中７名となっています。

２点目の職員の時間外勤務の手続きにつきましては、各課長が命令を発し、職員課の合議を経て実施しています。その実績につきましては、当直にて退庁時刻の確認を行っているところです。

職員の残業状況につきましては、平成19年度一般会計において、災害等を除きまして、約3305万円支出しています。これは4080万円の予算に対し、81％の執行状況となっています。

３点目の昼休みの消灯基準につきましては、庁舎管理の観点から省エネ対策として、昼休みや残業時においては、窓口等の業務に支障を来さない限り、不要なものは消灯することとしています。これは職場によって明るいところ、暗いところもありますので、今後も仕事の進み具合や当日の天気あるいは来庁者の状況に応じて、それぞれ課長の判断において臨機応変に対応できるものと考えています。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

２回目の質問です。職員の健康状況については、総務部長の答弁から、市の職員にも国家公務員のように心の病での病気休暇、休職がふえている傾向にあるということがわかりました。管理職としての部長、次長、課長の皆さんには、厳しい指導の中にも、思いやりと支え合う働きやすい職場づくりに専念していただくことを要請しておきます。

それから、２点目の時間外勤務の件ですが、時間外勤務の手続きは、課長が命令を発して、職員課の合議を経て実施するということですが、なぜ職員課まで足を運ばなければいけないのかということが疑問です。時間外勤務の手続きが面倒というのは、このことではないだろうかと思うわけです。課長の上に次長、部長といるのですから、職員課の了解は要らないのではないか。部内で対応するのが妥当ではないかと思いますが、もう一度お答えください。

昼食時の節電については、臨機応変に対応できるようということですけれども、今はそのようになっていません、機械的であります。12時になったら、パチンと消えますから。臨機応変でしたならば、そのように周知徹底されるべきだと思います。暗い部屋での昼食は、健康上問題だということを再度指摘しておきたいと思います。

次の質問に入ります。職員の給与、待遇改善について質問します。

１点目は、旧山鹿市職員と旧町職員の給与格差についてです。合併して４年目を迎えていますが、旧自治体間の格差是正については、国保税の税率や入札制度をはじめ、大方終了しているのではないかと考えます。ところが、市職員の給与の格差是正については、依然として格差が存在していると聞きます。同一労働、同一賃金の立場から一刻も早く是正しなければ、職員の勤労意欲にも影響するのではないでしょうか。いつになったら給与の格差是正が完了するのか、ご説明ください。

２点目は、医療職員と行政職員との給与格差についてです。放射線科やリハビリ科等の医療技術職員と行政職との間にも給与格差があると聞いています。医療技術職員は特別の資格を持ち、技能を身につけており、病院ではなくてはならない存在です。また、少人数のために管理職への道も狭いわけです。行政職に比べ、医療技術職員の給与はどのようになっているのか、ご説明ください。

３点目に、保育園長、幼稚園長の待遇改善についてです。山鹿市には、市立保育園が13園、市立幼稚園が３園あり、児童数は1000人ぐらいです。保育園、幼稚園で

働く職員数は、臨時職員を含めると180人程度です。ほとんどが女性です。職員配置表を見ますと、不思議に思ったことがあるわけです。それは、16人の園長の役職が、全員係長級であるということです。園長の中には、50代後半の方もおられるようですが、最後まで係長級で定年退職となるのでしょうか。少子高齢化の中で、最近特に幼児教育が重視されてきています。これまで幼い児童の養育に全力を傾け、１日が終了すると心身ともに疲れ果てて、声まで枯れ果ててしまう保育園の先生たちを何回も見てきました。ところが、子どものための生活と命を守り、育てるという崇高な職場の最高責任者の地位が、係長級ということは理解できません。なぜ係長級なのか、幼児教育の軽視ではないかとも思います。園長手当というのは出ているのでしょうか、ご説明をお願いします。２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

２回目の質問にお答えします。

職員の勤務状況についての１点目、時間外勤務命令の手続きにつきまして、職員課が事前確認としていますのは、職員の勤務状況、特に長期間残業が続いている状況などを把握し、適正に行われているか確認するため行っているものです。このため、手続き上は必要なことと思っています。また、部長決裁につきましては、やはり所属長である課長の責任と権限の範囲内ですので、長期間続くとか、集中して遅くなるとか、必要に応じ課長が報告を行うことで対応できるものと考えています。なかなか残務整理と自主残業との区別がつきにくいものですが、今後も引き続き、時間外勤務の縮減を行い、労働時間の短縮と職員の健康管理に努めていきたいと考えています。

次に、給与体系についての１点目、旧山鹿市職員と旧４町職員との給与格差につきましては、それぞれの団体での運用方法の違いや昇格年齢の違いなどにより、各団体の給与格差がありました。若年層におきましては、そう差がありませんでしたが、例えば係長への昇任の時期等によっては、旧町の職員が高かったり、年齢が進むと旧山鹿が高かったりと、なかなか一概には申せない状況でした。このため平成18年度から、まず昇格基準を統一、次に格差是正措置として調整を行っているところです。しかしながら、給与制度のマイナス改定により、中高年齢の職員はここ数年、頭打ちになっています。

２点目の医療職と一般職の給与格差につきましては、医療職は専門職でして、国の給料表や初任給基準により、一般職より若干高めになっています。生涯を通じて

一般職員と余り変わらないような制度を現在運用しているところです。

次に、３点目の保育園長及び幼稚園長の地位と園長手当につきましては、それぞれ係長級の地位であり、課長補佐級まで任用できることとなっています。また、施設長として職務の困難性及び高度の責任を持つため、管理職として位置づけています。ただし、管理職手当については支給せず、時間外勤務手当の対象としています。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

時間がなくなりましたので、給与格差改善については、格差があるということは職員間に不満が残り、また仲間意識というのを阻害させてしまうと思います。そのことが市民サービスにも大きく反映してくることになりかねないと考えるわけです。給与の格差是正については大変複雑で困難だということは認識できました。しかし、一刻も早く公平な給与体系の改善に取り組み、職務に選任できる条件をつくっていただきたいと思います。この件は終わります。

次に、園長の待遇改善についてです。園長は、最高課長補佐まで任用できる、こういうことでした。なぜ課長補佐までとなっているのでしょうか。そのような基準になっているのはなぜなのか理解できません。半世紀前の保育園や幼稚園は子守役という前近代的な考え方が引き継がれているのではないでしょうか。先ほど述べましたように、子育てには幼児教育の重要性が特に明らかになっています。最も大きい鹿央保育園には26人もの職員がいます。児童数155人。山鹿保育園と八幡保育園の職員は、それぞれ16人ずつで、児童はいずれも100人を超えています。こんな職場の最高責任者に係長級が１名です。他の行政課に比べますと、大きな格差があるのではないでしょうか。園長は、施設長として管理職に位置づけているということですが、管理職手当は支給していないとのことです。この答弁を受けて、私は次の事情が浮かんできました。先般、コンビニチェーンの店長たちが裁判訴訟を起こし勝利しました。コンビニ経営者側は、店長たちを全員管理職にしましたが、管理職とは名ばかりで、管理職としての待遇は全くなく、店の最高責任者だけを任せられました。もちろん、管理職手当も支給されなかったし、さらに管理職だからといって残業手当ももらえません。ただ働きのサービス残業で、働かせるだけ働かせるといった状態でした。これに店長たちが怒り、団結して裁判に勝利したわけです。園長の場合は、時間外勤務手当は支給されているとのことですが、管理職とは名ばか

りというのと類似しているのではないでしょうか。幼い人の命をはぐくむ幼児教育の重要性にかんがみ、園長としての待遇面の改善が必要ではないかと思います。もう一度見解を求めて、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

３回目の質問にお答えします。

給与格差の是正につきましては、今後、定数削減等により総人件費を削減しながら限られた財源の中ではありますが、次年度以降も調整を図っていきたいと考えています。

また、保育園・幼稚園の園長の職責の重さにつきましては、重々承知をしていますが、その処遇につきましては今後の検討課題としたいと思います。

以上、ご説明を申し上げましたけれども、職員の給与格差や手当などの待遇面での是正につきましては、十分な検討調整をした上で取り組む必要があると考えています。ただし、その前提としまして、これから地方自治体を取り巻く環境がますます厳しくなると予想される中で、我々職員もみずから、地方分権時代に求められる公務員として責任感や使命感、さらには倫理観の向上に努めなければならないと思っています。また、これから自治体あるいは地域間競争に優位に立つためにも、職員の政策立案能力や事業執行能力を高めるための人材育成に取り組むことが急務であると考えています。人事担当部長としまして、みずからも、そして職員のそういった意識改革を今後強く求めてまいりたいと考えています。

原議員におかれましては、職員へのご理解ある質問に感謝申し上げますとともに、職員のご指導もよろしくお願い申し上げ、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の一般質問は終了しました。

ここで昼食のため、休憩します。午後１時30分から再開します。

午前11時53分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

こんにちは。14番、川野です。先日、通告しておりました３点につきまして、一問一答方式で質問します。よろしくご回答のほど、お願いします。

まず１問目、教育関係について質問します。今年になって新しく学習指導要領が改訂されました。生きる力をはぐくむという現行学習指導要領の基本理念は変わらず、基本理念の実現のために、これまでの学校現場等での課題を踏まえ、指導面などでの具体的な手立てを確立することを目指しています。今回改訂された指導要領を効果的に実施するためには、教育条件の整備が必要です。現場の先生方は毎日、朝早くから夜遅くまで本当に忙しくしてらっしゃいます。忙しい先生方にさらなる要求だけしても負担がふえるだけで問題解決には至りません。現場を見ていて、特に生きる力をはぐくむという理念を実現するためには、教師が子どもたちと向き合う時間を確保することが最も大事だと思います。本市として、忙しい先生方が子どもたちともっと向き合う時間をつくるために、どのような対策を考えているのでしょうか。

次に、先生たちには、教育に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力が求められていますが、その実現に向けての教育委員会の施策はどういうものでしょうか。また、それを実現させるためには、教育委員会だけではカバーしきれないと思います。教育センターが大きな役割を果たすと思います。それぞれの役割分担をどう考えているのかお尋ねします。

次に、教育関係の２問目ですが、先日、山鹿市ＰＴＡ連絡協議会の総会の打ち合わせで、市内の小・中学校のＰＴＡ会長と話す機会がありました。そのとき、ある中学校の会長と話したときのことですが、「うちの中学で今一番の悩みは、高校を退学する子どもたちが多いことです」と言っておられました。そういう話を以前聞いたような気もするし、噂だけかもしれません。もし、それが事実であるなら、何らかの対策を考えなければなりません。特定の中学卒業生にそのような傾向が見られるのかどうか、実際の状況はどうなのかお尋ねします。もしそうであった場合、対策としてどのような施策が考えられるでしょうか、その点もお尋ねします。

次に３問目、中国四川省の大地震で学校が倒壊し、多くのとうとい子どもたちの命が失われました。これを受け、日本の小・中学校校舎の耐震度が非常に心配されています。先ほどの北原議員の答弁では、山鹿市の耐震化率は41％とありました。学校規模適正化協議会では、学校施設の老朽化対策及び複式学級の解消を最優先課題とするという提言がなされていますが、実際の設備計画では、統廃合が伴わないと施設設備は行われないのではないのかという心配があります。小・中学校の施設は、大地震の際の児童や生徒の安全と市民の避難場所確保のため必要な施設です。

合併を伴わないでも施設整備が必要だと思いますが、その点どうお考えなのでしょうか。先日の森川議員、先ほどの北原議員と、小・中学校校舎の耐震度については質問がありました。ダブっているところは簡潔で結構ですので、よろしくご回答のほど、お願いします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の一般質問、教育関係の中の１点目、先生方が、子どもたちともっと向き合う時間をつくるための対策、それについて教育委員会としてどう考えているかということにお答えします。

生きる力をはぐくむというこれまでの学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から、今回、学習指導要領が改訂されたことは、ご案内のとおりです。それを実施する際の教育条件整備として、教師が子どもと向き合う時間の確保が大切であると言われています。この件に関しましては、教育委員会としましても、常々考えているところですので、川野議員のご意見、大変ありがたく受け止めました。

山鹿市教育委員会としましては、向き合う時間の確保のために次のような取り組みをしています。一つは、研修会の数の精査です。量から質への転換ということで、昨年度、年３回やっていたものは２回あるいは１回へと減らし、先生たちが学校にいる時間を確保する努力をしています。また、さまざまな教育課題への対応のため、サポートティーチャーの配置により、安心してクラスの子どもへの対応ができるような、そういう条件整備を行っています。さらに、先生方が事務量の多さで苦労していることも事実です。これにつきましては、提出書類の見直し、シンプル化、ゆとりを持った提出期限の設定を図っています。調査・報告の文書処理につきましては、教育事務所とも連携を図り、先生方がパソコンに向かっている時間を、少しでも子どもと向き合う時間へと変えていく、そういう取り組みをしているところです。同時に、生徒指導上の問題で、精神的なゆとりをなくすことがないように、今、山鹿市全体で取り組んでいます「早寝、あいさつ、朝ご飯運動」等基本的な生活習慣の確立を目指して、保護者、地域との連携をさらに深めていきたいと考えています。

次に、この新学習指導要領を具体的に実践していくには、教師の資質向上が必要です。議員がただいま申されましたように、教育への情熱、確かな力量、総合的な人間力、これが必要です。そのような資質向上を目的として設立したのが、山鹿市教育センターです。本年度は、先生方の希望で参加する講座形式を多く取り入れ、

みずからの意欲によって参加する研修会を教育センターの事業の柱としています。熊日新聞でも紹介されました授業づくり講座をはじめ、２年未満の先生のための研究主任講座、また地域の人材を活用するスーパーアドバイザー派遣事業等で、教職員としての基本的資質と専門性を高めていきます。ご案内のとおり、研修とは、研究と修養から成り立っています。研究の部分だけでなく、修養の部分もしっかりと意識した講座や研修会を実施してまいります。また、本年度は山鹿市教育センター全体研修会の中で、教育委員会の研修会と山鹿市教育センターの講座の役割を明確にしています。主に、各学校から必ず集める研修会、例えば教頭研修会や教務主任研修会は教育委員会が主催し、主に自主的な研修意欲によるものは講座という名前で教育センターが主催する。ただし、１回だけは全体研修会を開催したところです。

次に２点目の、高校中退者の現況とその対策についてお答えします。

山鹿市内にある四つの高等学校にお尋ねしましたところ、高校中退者が特定の中学校に偏っているということはないということです。過去３年間の状況を見てみると、山鹿市内の中学から入学した生徒は、市外から来た生徒に比べて、その退学率は半分しかなく、大変良好な状況にあるということでした。ちなみに、主な退学理由としましては、一番多いのが出席日数不足による単位未履修、二番目が怠けによるもの、三番目が学校不適応による進路変更ということで、授業料未納等による経済的な理由による退学者は、奨学金の紹介やアルバイトの認可などで対応しているので、そういう生徒はほとんどいないということでした。

さらに、中学校における進路指導の現状としましては、１年生から３年生まで、学級活動の時間による系統的な進路学習はもとより、１年生では、親の職業についての理解、体験、２年生での職場体験学習、３年生では夏休みを使っての高校体験入学、中学校での高校説明会、三者面談など、保護者への情報提供も含めて充実した取り組みがなされています。また、県や市の奨学金制度や特待生等の入試制度についての保護者説明会も、すべての中学校においてなされています。さらに、数年前より幼稚園、保育園、小・中学校、高校において、系統的に子どもたちの勤労観、職業観を育成することを目標とした、いわゆるキャリア教育の取り組みが行われています。これは高校中退のみならず、近年、全国的に増加しているニートなどを減らすため、若者の自立支援の施策として幼児期から高校生期にかけての勤労観、職業観をはぐくむ教育が全国で取り組まれています。

さらに、中・高の連携につきましては、中・高進路指導連絡協議会、学校警察連絡協議会が、いずれも年３回開催され、生徒についての情報交換や生徒の退学防止への支援がなされています。また、市内の一つの高校におきましては、中途退学防止を目的とした適応指導ということで県の指定を受けていまして、関係中学校と連

携した推進会議を設け、この中途退学者の減少に向けての取り組みをしているところです。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

教育関係の３点目、小・中学校施設の耐震化についてお答え申し上げます。

学校規模適正化協議会は、ご承知のように学校の適正規模、適正配置、その他望ましい教育環境の整備に係る事項についての調査や協議を行う組織として設置したものです。協議の折には、さまざまな資料を提出していますけれども、耐震基準が改正されました昭和56年以前の校舎・屋内運動場につきまして、補強等の対策が必要な建築物一覧としてご報告を申し上げたところです。協議会では、それらの資料をご検討いただいた上で、学校施設の老朽化対策及び複式学級の解消を最優先課題とするということを基本方針の第１点目としてご提言をいただいているところです。当然、この中には耐震化への思いも含まれているものと考えています。申すまでもなく、議員もご指摘のように、教育委員会としましても大地震の際の児童・生徒の安全と市民の避難所の確保等のためにも、学校の規模適正化計画と並行して施設の耐震化についても、早急に取り組む必要があると考えます。

今後、あわせて国の学校施設耐震化加速対策の動向を視野に入れ、耐震化事業推進のためにも早急に耐震診断を完了させ、効率的に耐震補強を実施してまいりたいと考えています。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁ありがとうございます。本当に求められる先生になっていただくために、教育委員会がすること、教育センターができること、現場の学校がすること、そして先生自身がすることのすみ分けをきちっとみんなが理解しておかないと、とても基本的で奥が深いものなので、上滑りしてしまいそうな気がします。教育委員会と教育センターの役割や分担はわかりましたが、学校がしなければならないこと、そ

して、それらを受ける先生がすることの心構えや分担を明確にするためにはどうするのか、再度お尋ねします。そして、それぞれが目的意識を共有して研修を行えば、すばらしいものになると思いますので、よろしくお願いします。

次に、２点目、出身中学による高校中途退学者の偏りはないという実際のデータが出たということで安心しました。いろいろな原因を考えていましたが、取り越し苦労に終わってよかったと思っています。しかし、現実には少ない割合だとしても高校中退者がいることは事実です。本市の子どもたちは、できればすべて無事に卒業していただきたいとみんな思っているはずです。聞くところによると、中退者の６割が１年在学中だそうです。出身中学校もフォローはしていると聞いていますが、入学後の１年間は、さらなるフォローをしていただければ今以上に定着率が上がると思います。その点、お考えを再度お聞きします。

次に、３点目の四川省の大地震についてですけども、今回の大地震を受けて、本市の小・中学校はどのような対応をしているのでしょうか。今回のような実際に起こった事例を深く考えたり、何か行動することはとても勉強になることだと思います。例えば、地震が自分たちを襲った時の対策や中国への義援金、生活物資の応援や交流、また地震の勉強、四川省の勉強などなど、教科書に書いてあることだけではなく、生の情報を授業に取り入れることで、より効果のある授業になると思います。そういうふうな実際の取り組みが行われるかどうかもお聞きします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の２回目のご質問にお答えします。

学校の校内研修は、学校教育目標の実現に向けて、学校の課題解決のために、全職員が一つのテーマに向かって研修を積むべきものです。具体的には、毎週水曜日を校内研修の時間に充て、全員が研究授業等を通してお互いの授業力向上を図っています。研究授業は、普段の授業力を高めるために、ひいては子どもたちのためにやるのだという意識を持ってやることが大切です。そうでないと、普段の授業力が高まりません。お互いの授業を見合い、批評し、検討し、悩みを出し合う中で、先生方の授業力を含めた力量が高められていくのです。山鹿市の小・中学校では、この校内研修がどこも充実しており、その成果を自主的に発表する学校もあります。また、それとは別に、個人で自分なりのテーマを決めて研究を進めている先生方も多く、教育委員会が募集しています教育論文にもたくさんの応募があっています。昨年度は71点という応募数でした。その他、校長・教頭が授業を見て回り、アドバ

イスをしたり、授業についての相談を受けたりしているのが現状です。教育委員会や山鹿市教育センターの研修や講座は、個人や学校の研修をバックアップしたり、学校や個人でできない部分をカバーしたりする役目も果たしています。

２点目の、高校入学後の１年間はさらなるフォローをということについてお答えします。

１回目の答弁で申し上げましたように、中高進路指導連絡協議会、学校警察連絡協議会等において中・高間での情報交換を行いますが、その中で特に厳しい状況下にある生徒については、高校側から情報をいただき、中学校のときに生徒及び保護者と信頼関係ができていた先生が家庭訪問するなど、高校の先生と一体となって、中退の防止に努めています。また、入学前の春休みには、高校の先生方が関係中学校を訪問して、情報交換もしていただいています。一方、高校側も一旦入学を許可したからには、中途退学者を出さないように親身になって生徒に関わっておられるのが現状です。いずれにしましても、入学後の早い時期での対応が大切ですから、中学校としての進路指導のさらなる徹底、中・高での情報交換のチェック、同級生からの情報の入手など、アンテナを高くして中退防止の支援に努めるよう、校長会議等でも指導していきたいと思っています。

３点目の、中国四川省大地震への小・中学校対応についてお答えします。この地震の少し前にありましたミャンマーのサイクロン被害等も含めまして、何かあったときは、小学生は小学生なりに、中学生は中学生なりに、自分たちにできることはないかという視点を持たせ、行動にまで移させることは、とても大切な教育の一部だと考えます。また、そういうことがあった場合は、担任は、朝の会や帰りの会で、校長は全校集会で、子どもたちに語りかけることも大切なことです。援助隊や医療隊の活躍が、中国の人の日本人観を大きく変えたことも含めて、語ることはたくさんあります。ぜひ、そうした視点を持ち、みずから困った人たちのために行動できる子どもを育てるように、校長会議やその他の研修会を通して学校にも伝えてまいりたいと思います。なお、既に幾つかの学校では、ユニセフ募金や職員を中心に募金活動を行っていますし、今、募金活動の計画中であるという学校もあります。ほとんどの学校で、この件に関します校長講話があっていますし、子どもたちの１分間スピーチの話題も、このことが一番多かったと聞いています。理科の地震の学習や社会科の中で四川省の位置を地図上で確認した学校も多々ありました。また、自分のところで地震が起きた場合の対応については、校舎が崩れた場合、いかにすれば自分の顔の周りの空間を確保できるか等、避難訓練等の実施を充実させることで対応してまいります。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

教育関係のご答弁ありがとうございました。これからも教育委員会の皆様には、教育センターも含めて活躍していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、２問目に入ります前に、資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっていますので、会議規則第150条の規定により、これを許可します。職員に配付いたさせます。

［資料配付］

○14番（川野　功君）

それでは、２問目に入らせていただきます。

中心市街地活性化と大型店対策について質問します。資料を配付させていただきましたので、大型店対策の方から質問します。この資料は県の事業で、くまもとまち育て塾というのがありまして、その中の３回目、昨年11月の講座に使われたものです。日本政策投資銀行の藻谷浩介氏の講演で使われた資料です。

１ページから見ていきますと、オーバーストア・熊本の市街地商業に活路があるかということで、まず熊本市の現状を分析してあります。増加を続ける熊本市内の売り場面積、しかし、売場ほどにはふえない売上げ、合理化で頭打ちの商業での雇用、以上を右下の図１枚でまとめてみると、売場面積は大幅にふえたが、売上げ、従業者、個人所得は、それほどふえていない。つまり、売場面積と維持管理費はふえたが、肝心の売上げが上がらず、非常に厳しくなっているということがわかると思います。

次のページにいきます。郊外を加えた都市圏全体でも同じように、売上げ、従業者、個人所得はそれほどふえていません。大型店激増の宇土でも売上げが低下していますし、鼻息荒い菊陽も実態は悲惨であるという状況です。内容は、売場面積だけがふえて、売上げは減少しています。ということは、面積当たりの売上げが極端に減っているということです。既存の店売上げが激減していることになり、ますます商売の維持が難しくなっているということがわかります。実際は、福岡も東京も

じり貧だし、比較的景気がよいと言われている名古屋も不振であるということが言われます。

こういう状態にもかかわらず、まだまだ大型店は熊本進出をねらってきています。３ページの右上のグラフで見てみると、それがわかると思います。このグラフは、水平軸が１人当たりの売場面積で、縦軸が平米当たりの売上げ高となっています。グラフの左上にある方が１人当たりの売場面積が小さく、売上げが高いと。つまり、競争が少ないという都市をあらわします。右下の方が，その逆です。左下にある都市は、特に競争力がなく、厳しい地域だと言えます。その中で、以前は熊本市は左上にあったのですが、どんどん右下の方へ下りてきているのがわかると思います。ただ、まだまだ進出の余地があると大型店はみているようです。

この中に山鹿が載っているのがわかるでしょうか。真ん中の縦軸の線の全国平均というのがありますけど、その上に山鹿市がちょっと載っています。この位置といいますと、１人当たりの売場面積は全国平均程度ありますけども、平米当たりに売上げは全国平均より相当低くなっている状況です。つまり、山鹿市は、５万人以上の260都市で見た場合、１人当たりの売場面積は、この全国平均程度ありますけども、平米当たりの売上げは非常に少ないということがわかります。この状態で大型店の進出があると、壊滅的な打撃があるということが容易に想像できると思います。

大型店進出に対しては、影響がある商店街の人々は反対していますけども、それ以外の市民の皆さんにとっては、大型店が来ることは買い物が便利になり、商品価格も下がるので賛成という意見も一部あると思います。一見そうかなと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、先ほどの資料でもわかるように、実際は、地域の商業全体が地盤沈下し、全体に大きなダメージを与えていて、地域やコミュニティが衰退していくということがよくわかると思います。そうならないためにも、市には大型店対策について必死に対策を考えていただきたいと思います。

次に、中心市街地活性化についてお尋ねします。

今の庁舎の場所に新庁舎ができるということは、中心市街地活性化において、特に市役所周辺地域について、かなり追い風になると思います。市としても、今年４月より、がんばる商店街支援事業を始められました。この市役所周辺地域を含む中心市街地活性化が、より活性化できるような対策は、これだけでは十分だとは言えません。もう少し背中をどんと押してやるような支援策が必要と思いますが、他にどんなものがあるでしょうか、お尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

中心市街地活性化と大型店対策について、都市計画の観点から大型店対策についてお答えをします。

大型店が及ぼす社会的、経済的な影響につきましては、市民の皆様あるいは、今ご指摘がありましたように専門家の間でも、いろいろな受け止め方があることは私どもも承知をしています。行政としましても、税収面や雇用面での貢献が期待できる一方、交通混雑、それから環境への負荷の増大、さらには既成市街地の空洞化など、環境やまちづくりに大きな影響を及ぼすことを最も懸念をしています。

現在、山鹿市の都市計画は、コンパクトシティや持続可能なまちづくりなど、まちづくり三法の趣旨を基本理念に、中心市街地の商業機能の再編と集積による活性化のための施策に取り組んでいます。その一つが、今回ご提案しています議案第58号の改正都市計画法を活用した大規模集客施設の立地制限条例の制定です。大規模集客施設の立地が可能となっています用途地域のうち商業地域、近隣商業地域、準工業地域の三用途地域のうち多様な建築物の立地が許容されています準工業地域に対しまして、大規模集客施設の立地を制限するものです。これによりまして、本市の都市計画区域内では、商業地域及び近隣商業地域以外での大規模集客施設の立地は、原則、できないこととなります。

大型店出店につきましては、本市のみならず、全国のまちが大変頭を痛めていますが、法令上、地方自治体が対応できることは限界があるのも事実です。

今後とも、情報収集に努めますとともに、先進事例等を参考に、可能な限りの対応に努めてまいりたいと考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

川野議員のご質問の中心市街地活性化対策、商店街への支援策について、ご答弁申し上げます。

現在、山鹿市が実施しています商店街等への支援策につきましては、議員ご案内のとおり、がんばる商店街支援事業を本年４月から新たに要綱を定め、実施しているところです。この事業は、商店街等が主体となった自首的な取り組みを推進し、みずからの知恵と工夫によりまして、元気な商店街をつくるための新商品開発やイベント開催等を行うソフト事業と商店街内の不足業種誘致や空き店舗共同借入等に係るハード事業に対し支援をするものです。そのほかの支援策としましては、商店街が実施する空き地、空き店舗対策事業への支援、中小企業者を対象とする各種融

資制度や店舗改装等への利子補給等も実施をしています。また、県内外で開催されます各物産展への積極的な出店を呼びかけ、地元特産品の宣伝、販売を通じての集客対策にも努めているところです。

なお、本市におきましては、現在、中心市街地活性化法の改正に基づきまして、新たな中心市街地活性化基本計画を策定中です。計画策定につきましては、商店街の代表者も参加されています中心市街地活性化協議会準備会との十分な協議を行いながら進めているところです。現在、計画の認定に向けて国との事前協議を行っている段階ですし、内閣総理大臣の認定を受けますと、商業の活性化をはじめとした中心市街地の活性化に必要な計画記載の事業に対しまして、これまでより手厚い支援措置が用意されているものです。

認定後の推進につきましては、それらをできるだけ活用しながら、活力とにぎわいのある中心商店街、中心市街地の実現を目指してまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

大型店対策につきましては、本当に可能な限りの対応、それ以上の対応もお願いしたいと思います。中心市街地活性化に関しましては、早く協議会が認定され、効果的な事業ができることを望んでいます。

次に３問目、新庁舎建設について質問します。

本年度、新庁舎建設構想策定委員会が設けられ、いよいよ具体的に庁舎建設が進み始めました。どういう庁舎ができるかは、今ここで議論しても余り意味がないので今回はしませんが、私をはじめ多くの人は、市が進めている本庁方式について異論を持っています。庁舎の場所やまほろばネット構想など、合併協議会で決まっていたことが、ことごとく覆されてきています。それは現実的なことを考えれば、ある程度仕方のないことだったかもしれませんが、本庁方式については、地域からの不満の声は上がってきていると思いますが、ほとんど議論されないまま進められています。旧４町には、まだもったいないような立派な庁舎が残っています。なぜ、それらを利用しないのか、できないのか、お尋ねします。今の時代は、どこにいても仕事はできます。別に１カ所に集まらなくても問題なく仕事は進められるはずで

す。何十億円もの予算をつぎ込み、１カ所に集めて仕事をするというのは、これからの広域化の流れに反していると思います。分庁方式を採用した方が、周辺地域の衰退にも歯止めがききます。これからの道州制の流れを考えたとき、行政の最小単位は、もっと広域化すると思います。本市の機能を１カ所に集めるより、どこにいても仕事の流れがスムーズにいくように仕事を再構築して分散させて管理できるようになれば、より広域された市ができたとき、山鹿市がその合併のイニシアティブをとれるようになると思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

一般質問の３点目、庁舎建設についてのご質問にお答えします。

本庁方式につきましては、合併時の事務所位置の検討の際に、総合支所方式、本庁方式、分庁方式の３方式の検討がなされています。まず、分庁方式につきましては、長所として、既存施設の利用のため増改築の必要が少なく、建設費は少なくて済むということ。また、短所としましては、行政側として、一つには業務部門ごとに庁舎が異なるため、複数の部門にまたがる場合の業務整理が困難であること。二つには、業務部門の連携がとりにくく、事務効率が低下するということ。三つには、決議、決裁の迅速性が損なわれるということが挙げられています。また、市民の皆様の側からは、一つには窓口が分散するため混乱を招くこと、また二つには用件に応じてそれぞれの庁舎に行く必要があり、不便であるということが挙げられています。このため、住民の利便性の確保、行政サービスの向上に特に優れる総合支所方式とし、将来、職員数の削減に応じて本庁方式に移行するという総合支所方式が協議会の中で決定された次第です。今後、地方分権が進み、地域間競争が激化していく中で分庁方式を採用するということは、事務事業の選択的な集中が阻害されることにもつながることも予想されます。また、道州制という点においても、逆に核となる拠点をつくった方が山鹿市の存在が高まるものと思います。

今後は、地域の発展につきましても、十分配慮しながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁ありがとうございました。私が思うに、分庁方式を進めると仮定した場合の大前提があります。まず、現金を扱うもの以外は、市内のどの施設に行っても必要な手続きがとれること。例えば、建設課が鹿北にあった場合、そこまで行かなくても用事が済ませるというようにすること。これはインフォメーションをオンライン化すればできるはずです。また、住民票などは24時間、コンビニで発行できるようになると思います。そして、現金を取り扱う場合でも、例えば各種手数料とか税金等もコンビニで入金できるはずです。次に、仕事の進行管理は、グループウェア等のＩＴ機器を使いこなし、担当職員が情報や仕事の進捗状況を常に共有していること。連絡等もメールを活用すれば、顔を合わせなくても仕事は同時に進められていきます。この二つができたならば、先ほどの答弁にありました３点、業務部門ごとに庁舎が異なるため複数の部門にまたがる場合の業務整理が困難、これはできると思います。

業務部門の連携がとりにくく、事務効率が低下する、これも解決します。決議、決裁の迅速性が損なわれる、窓口が分散するため混乱を招く、こういう問題は、自然と解決できると思っています。今の仕事内容を同じ形で、同じ組織で、分庁方式に当てはめようとするからできないのであって、それ用に組織や仕事内容を考え直せばできるはずです。

先ほども言いましたが、これから道州制の流れがますます速くなってくると思います。例えば、荒尾・玉名・山鹿・菊池という広範囲な自治体がもしできたときに、本庁を１カ所に集中することなどはできないと思います。やはり、拠点ごとに分散した組織にならざるを得ないと思っています。そういう事態を考えたとき、この分庁方式で山鹿が成功することは、その後の動きに対して有利に働くと考えます。そして、一つにまとまったから、よそに対して有利になるだろうと今は思いますが、よその方が大きいですから。分庁方式への方向転換は大変な作業であると思いますけども、そのリターンは大きく返ってくると思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

２回目のご質問にお答えします。

本庁方式でないとできないという業務は、確かに物理的には存在しないかもしれませんが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、行政組織の面からの機動性、効率性、危機管理、そして利用される方からの利便性等を考慮しますと、本庁方式とした場合のメリットの方が現実的にはあるものと思います。このことについては、合併協議の中でも十分に比較、検討がなされており、これまでも組織体制をはじめ、あらゆる施策が、総合支所方式から本庁方式へという流れを前提として進められてきたところです。山鹿市規模の人口や面積、地勢などを考えた場合の行政組織としましては、各分野を横断的にかつスピーディーに対応できるよう一元化した方が、より効率性が高まるものと思います。

なお、合併した自治体におきましても、合併当初の分庁方式から本庁方式への移行であるとか、本庁方式を計画していた自治体の中でも、計画の前倒しや見直しを行う動きが出てきている状況も見られます。

したがいまして、今後、本市におきましても、本庁方式への計画的な移行を進め、総合的な地域発展に努めてまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁ありがとうございました。結局、今までやっているのと同じことをやろうとするから、よそもできなかったわけです。そうではなく、実際本当にすればどうすればいいかということを考えてやっていけばできると思います。

これから私も勉強して、どんどんまた提言していこうと思っています。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

以上で、川野議員の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩します。

午後２時17分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

９番の吉本です。通告に従いまして、農業の問題ということで質問させていただきます。いつもこの時期になりますと思い出しますのが、ヘリコプターから見た山鹿市の風景です。一昨年でしたか、中学校の同級生で、当時、陸上自衛隊のヘリコプターの部隊に所属していました友人から、体験搭乗があるから来ないかという誘いがありましたので、妻と二人で行ったわけです。10人から15人程度搭乗できるヘリだったと思いますが、高遊原の駐屯地より阿蘇方面へ向かい、旭志、泗水、植木の上空を回るというコースで行われていたわけですが、私が搭乗させていただいたヘリは、多分友人が頼んでくれたものと思います。少しコースを離れ、大道小学校の上空付近まで飛んでもらいました。その後、鹿央町上空、植木を回って戻るという特別な体験をさせていただきました。初めての経験でもありまして、眼下に広がる田園風景、台地のビニールハウスの波、非常に印象深く感じられたことを思い出します。今そのときの情景を守っていかなければと強く考えるわけですが、ただ、それを守る環境の急激な悪化を心配します。

全国の農業従事者の６割が65歳以上という実情はもとより、昨今の原油高、飼料高という二重三重の厳しい状況を見たとき、五年先､十年先、どうなるのかと考えてしまいます。特に、原油高というのは農業だけではなく、すべての産業に影響を及ぼし、価格転嫁という方策をとりにくい農林水産業にとっては、一段と身にしみるものであると聞きます。

最近も、テレビの番組の中で、漁業関係者の方が、燃料の高騰で魚の自給率が80％台から50％台へ押し下げられ、漁師の方も苦境にあえいでいる状態であるとのことです。

農業に関しても、施設園芸農家にとって、その影響は特に大きく、施設園芸面積4883ヘクタール、農家戸数１万2753戸という日本一を誇る熊本県農業にとっても大きな問題です。

県の調査報告によりますと、加温用燃料の価格が１リッター当たり30円上がれば､10アール当たりの農業所得が７万1000円から７万5000円減少し、平均規模の農家所得が、最低30万円から225万円の減少をみると報告されていました。この調査のときの価格が75円となっていましたが、最近の上昇はどこまでいくのか先が見えず、農家の人たちもどうしたものかというのが、いつも集まったときの話となっています。

また、消費量に関しましても、床面積3000平方メートルのハウス内の設定温度10℃を100とした場合、20℃の設定となれば、300％の消費となるとのことです。これに加え、石油関連となるビニール等、また輸送費の上昇などが追い打ちをかけます。

わが市の状況も、総合計画策定時に予測、対応すべき点が記されていますけれども、現在の状況は数段の違いが生まれてきているように感じます。行政側としても、確実に現状を把握し、対策等を考えていくべきと思います。把握、分析、予測、どのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

一般質問の農業問題について１点目、原油高騰に伴う作物別の現況把握と将来予測について、お答えします。

世界的な原油価格の高騰により、農家の皆様は大変厳しい環境にあります。今後も複合的な要因により、高い価格水準で推移することが予想されています。この原油価格の高騰によりまして、農業関係では、ハウス等の加温用重油だけでなく、農機具の燃料である軽油やガソリン、肥料など、生産資材の価格または畜産関係の飼料の価格が上昇し、農業所得が減少しており、農家経営に与える影響は非常に大きいものがあります。

そのような中、本市のハウス等の加温を行う主な作付面積は、71ヘクタールとなります。その内訳につきましては、まず施設園芸で、メロン15ヘクタール、イチゴ25ヘクタール、花き類23ヘクタールの作付けとなっています。次に、施設果樹、ハウスミカン、デコポン、キンカン等でありますが、８ヘクタールの作付けとなっています。今のところ厳しい状況でありますが、大きい面積の減少は、現状ではみられないようです。また、一部では作付時期をずらした加温のいらない低コスト化への取り組みや、多重被覆による暖房費節減の取り組みが始まっています。

これからの予測につきましては、今後の原油の価格が予測できない中にありますが、現在、加温用重油が１リットル当たり110円超となっており、秋作以降の作付けに影響が出るのではないかと心配しているところです。

農家の皆様が、このような影響を少しでも受けないような対策を国・県に要望しながら、関係団体一体となり取り組んでまいります。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

現在の厳しい状況の中での具体的な影響は、まだ出てきてはいないということですが、私の得た情報以上の動きが心配されるところです。

今、世界的に危惧される人口増加、異常気象による干ばつ、バイオ燃料への投資、また中国・インドを中心とした国々における食生活の変化は、現在の国内の食糧事情にも大きな影響を与えると言われます。このような世界情勢、気象状況など、外的要因に大きく左右される農業の難しさを強く感じるものですが、農家個人、農業団体、行政、力を合わせ乗り越えていかなければ、現在の農地・農村を守り抜くことはできません。

このような中、今回、農業活性化計画「山鹿農業現場からの声」という策定が行われたと聞いています。実は、妻が、ある団体の総会で説明を受けたと資料をもらってまいりました。少し見せていただきましたが、「はじめに」という部分に、農家が活性化して初めて国土を守り、国民を健康にできる。そのような自負を持って雨の日も、風の日も、雪の日も、土と水、太陽の恵みを受け働いている。そんな俺らが食えんようになり、年寄りだけが田舎に残った。田畑は荒れ、耕すことが放棄されている。もう一度みんなと一緒に農業の現場からの発想で、命はぐくむ農業に誇りが持てるように、俺らや国民の健康を、山鹿や日本国土を、そして地球の環境のことを考えてみようではないか。というふうに記してありました。本当にこのまま行けば近い将来、ところによれば訪れる状況なのかなと考えると同時に、最後に出てきました、みんなと一緒にがんばらなければとの思いを強く感じるものです。少しずつでもいい、具体的に早く動き出さなければ、大変なことになると予想されます。非常に大事な計画です。そこで、この計画の概要、動きなどをお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

次に、農業活性化計画の概要と具体的な動きについてお答えします。

この計画は、農業者の方と熊本県立大学、鹿本農業高等学校、ＪＡ及び行政関係者で構成する山鹿市農業活性化委員会において、地域で活動されている方々の生の

声を聞きながら、活発な議論、検討を重ね策定した計画です。

計画書では、山鹿市総合計画を基本に、より実効性のある農業施策が展開していくため、担い手、産業、環境、交流のテーマから具体的な施策が提言されています。

施策の提言内容と現在の取り組み状況につきまして、主なものをご紹介します。まず、担い手の面からは、農地利用の計画的推進と農地情報の一元化、共有化が挙げられます。具体的には、現在、農業振興地域整備計画の策定において、地元の意見を踏まえた農用地区域の全体見直しを行い、農地の保全、有効利用等の観点から計画策定の作業を進めています。また、面的集積には、農地情報を一元化するため、農地地図情報システムの整備を行っています。さらには、農用地の現地調査や保全管理、活用方策について検討を行い、耕作放棄地解消計画を策定し、その解消と発生防止を進める一体的な取り組みを実践してまいりたいと考えています。

次に、集落共同による営農の取り組みの促進が挙げられます。具体的には、水田農業組織化緊急整備支援事業など、国、県と連携をとりながら魅力ある経営体の確保、育成に取り組んでまいります。

次に、産業の面から、山鹿ブランドの形成が挙げられます。具体的には、酒米栽培実証事業や地産地消品目導入実証事業など、新たな取り組みにチャレンジし、安全、信頼、こだわりの農産物づくりをより一層進めるため、有機農業や減化学肥料や減農薬栽培の定着に向けた活動を展開していくこととしています。

次に、環境の面からは、循環型社会構築施策の推進が挙げられます。具体的には、多様なバイオマス資源の有効活用を進める循環型社会の構築を目指してまいります。

次に、交流の面から、グリーンツーリズムの推進があげられます。具体的には、棚田をはじめ中山間地域の特性を生かした都市と農山村の交流について、各地域の主体的な連携に取り組みを促進してまいります。

最後に、農業と他産業との連携が挙げられます。具体的には、農業、商工業、観光業との連携を深める場を提供していく活動を展開してまいります。この一環として、７月２日にフォーラムを開催し、意識の醸成を図る啓発活動を行います。市としましては、この計画を基に、小さくともきらりと光る事業を芽生えさせながら、山鹿市農林業の潜在力を最大限に引き出す体制を確立させてまいります。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

内容等の説明を受けましたが、その計画の中に、各農業関係の委員さんの言葉として、「農産物の違いを踏まえ、施策の展開を、また農家がやる気をなくさないよう」「食育広場等の積極的な開催」「若い世代がやりたくなるような魅力ある農業を」「農業で働いて生活していくには農地の有効利用」「農業・農村の現状を見てもらい、生産者と消費者の顔が見える農業の推進を」というような５名の方の意見が記してありました。農業の最前線で強く感じられている思いだと思います。

本年７月２日にフォーラムの開催、仮称ということになっていますが、農業活性化推進会議の設立というのが挙がっています。計画期間として平成20年から27年度となっていますが、なるべく早い時期に動けるようであれば動いていただきたく希望するものです。

次に、具体的な支援としていろいろなものがあると思います。先ほど最初に質問した部分に当てはまりますけれども、先般、県の当初予算に当たる補正予算が公表されていましたが、農林水産の部分として原油や飼料価格の高騰に対し、経営コストを引き下げるため、省エネ技術の開発や自給飼料の生産拡大などの側面支援に重点を置き、施設園芸の燃料コストを低減する実証事業に予算を計上する。畜産では、貯蔵飼料対策補助、運転資金の貸し付け、耕作放棄地対策等を行うと出ていました。農林省においても、原油価格高騰対策相談窓口を設置し、また新規の補助事業として、省石油型施設園芸技術導入推進事業として３億7000万円、継続事業として施設園芸脱イノベーション推進事業に１億5000万円、また融資制度として農林漁業セーフティーネット資金、農業経営改善促進資金、スーパーＳ資金というのが紹介がされています。すべてに該当するかわかりませんが、農水省経営部局で63事業、農林振興部局で101事業、生産部局で44補助事業が含まれています。活用できるものは活用し、対応していかなければ現状の打開は厳しいものと感じます。そこで、このような支援事業への取り組み、情報提供についてお尋ねします。

あわせて最後に、一般質問初日におきまして太田黒議員よりご紹介いただきました、新しく就任された農林部長に、農林行政の最前線のトップとして、農林業に対してどのような気持ちで対応していかれるか、熱い思いをお尋ねし、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

農業支援対策とその情報提供についてお答えします。

農業支援対策につきましては、国・県の緊急対策事業制度や市独自の支援制度などを活用しながら関係機関と協議し、取り組んでいますので、その概要を申し上げます。

まず、施設園芸等の関係では、県の補助事業制度を活用し、平成17年度より省エネルギー化に向け施設整備事業に取り組んでいます。新たな担い手支援対策では、国の支援制度を活用し、平成19年度から担い手の皆さんが、農業用機械施設等の整備を行う場合、費用の一部支援を行っています。なお、今回の事業制度は、今まで事業対象でなかった個別経営であっても支援対象とするなど、メリットの拡大をしています。畜産、酪農関係の飼料価格高騰に関する支援対策では、当面の運転資金、飼料関係機械等の導入資金や各種融資制度が準備されています。さらに、関連対策としまして自給飼料の拡大策や輸入飼料の代替策など、各種助成制度が新設されています。さらに、市独自においては、本年度より自給飼料緊急対策事業を新設し、限られた予算ではありますが、自給飼料の増産と畜産農家のコスト削減に向けて支援を行う計画です。また、農林業担い手の育成を図るため、農林業担い手育成資金利子補給制度を新設し、農林業の機械及び施設整備に係る資金のために金融機関から融資を受けられた方に対して利子補給の支援を行っています。以上のような各事業の情報的提供につきましては、認定農家の皆さんへの施策活用ハンドブック配布や広報紙または関係機関会議などにより周知しています。まだまだ不十分な対応だと思いますので、今後なお一層の周知を図ってまいります。

次に、農業振興に対する私の思いにつきまして申し上げさせていただきます。

まず、私が考えますのは、現状の農業の生産意欲及びその活力減退にあります。この現状を打破していくには、申し上げるまでもなく、それぞれの農業所得の向上を図る必要があると考えています。まさしく、農家が農業所得で生活を営むようにしていくことが肝要であると考えています。

今後とも、農業経営が地域経済に波及効果をもたらすように、着実な事業を推進していきたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

以上で、吉本議員の一般質問は終了しました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了しました。

これにて質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号及び議案第65号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付

託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号及び議案第65号は委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２　委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第64号及び議案第65号を除く全案件を、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後２時57分　散会

～～～

６月１７日（火曜日）

平成20年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成20年６月17日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第56号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例
議案第57号　山鹿市商工業振興基本条例
議案第58号　山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例
議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第60号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第61号　損害賠償の額を定め和解することについて
議案第62号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第63号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第64号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第65号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
請願第８号　「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願書
陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

（委員長報告）
討　　論
採　　決

第２　議員派遣の件

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第56号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例
議案第57号　山鹿市商工業振興基本条例
議案第58号　山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例
議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第60号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第61号　損害賠償の額を定め和解することについて
議案第62号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第63号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第64号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第65号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

請願第８号　「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願書

陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員派遣の件

日程追加

第３　意見書案第２号　国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君

19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野　力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	栃原昭一君
市民福祉部次長	富田辰郎君
農林部次長	冨田弘海君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者兼会計課長	北井孝範君
財政課長	米加田純正君
農林整備課長	野中貞臣君

商工課長	大森健司君
建設課長	緒方淳一君
病院管理課長	田上信博君
教育総務課長	山口裕章君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君
書記	森　英州君

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　議案第56号～議案第65号

請願第８号

陳情第22号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、請願、陳情及び議案第64号及び議案第65号の全案件を議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第56号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例

議案第57号　山鹿市商工業振興基本条例

議案第58号　山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例

議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第60号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第61号　損害賠償の額を定め和解することについて

議案第62号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第63号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第64号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第65号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

請願第８号　「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願書

陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

建設環境常任委員会の委員長報告をします。

本定例会におきまして、当委員会に付託をされました案件は議案１件です。

去る６月10日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。最初に、一般質問でも提言がございました植木町にあります最終処分場とリサイクルプラザを視察、搬入ごみの現状確認を行うとともに、山鹿植木広域行政事務組合の蔵原事務局長から詳しい説明を受けました。

最終処分場には、本来、搬入されるべき不燃ごみに混じって、可燃ごみや資源ごみが全体の約８割を占めているという状況です。山鹿市と植木町、それぞれの担当課、山鹿植木広域行政事務組合、収集業者、そして何よりも市民、町民を含めた早急な対応策が必要であると確認をしました。

次に、市道下島田中村線、市道御宇田山鹿線の道路改良予定箇所の調査を行いました。両箇所とも、一部用地交渉が難航しているということですが、山鹿市の主要幹線道路に位置づけられておりまして、交通量の増加や安全対策を考慮した改良を行うという旨の説明を受けました。

午後２時30分から委員会を再開、４月１日付け人事異動による職員の自己紹介の後、議案審査を行いました。

議案第58号　山鹿市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査終了後、建設部より山鹿市道路マスタープラン、環境部より山鹿市環境基本計画、合併協定項目に基づきます水道料金、下水道料金の改定スケジュールの報告がありました。

以上で、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

経済観光常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案２件、請願１件です。

去る６月11日午前10時から、議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

まず、議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。

最初に、平小城の城地区にありますカライモの圃場を視察しました。ここは新規

作物導入事業として、遊休農地の解消、農業の活性化を図るもので、カンショ、ジャガイモが作付けされておりました。

カンショ等は労働力が少なく、高齢者にもつくりやすい作物であるという説明を受けました。中山間地域において、普及・振興に役立つならば、大変すばらしいものだと思いました。

次に、幸の国木材工業株式会社で、今回の補正予算で提案されています林業・木材産業振興施設等整備事業の概要について説明を受けました。

この事業は、効果的に作業を実施する、生産性の向上と労働力の軽減等に作業の環境改善等を図るために必要な施設整備を行うものであるという説明を受けました。

最後に、経営構造対策事業の有限会社岳間製茶にて、製茶施設の見学と詳しい説明を受けました。これまでの機械施設では、お茶の処理能力が不足していたことから、加工施設の処理能力や高品質化を図るため整備がされたものです。

産地ブランドの確立や販売力を高めるために併設されました農産物の直売施設において昼食をいたしました。

午後２時から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。

議案第57号　山鹿市商工業振興基本条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第８号　「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、閉会中の所管事務調査について報告を申し上げます。

去る４月17日午後２時より、議員控室におきまして、委員全員出席のもと、関係職員の出席を求め、委員会を開催し調査を行いました。

養護老人ホーム再編について、幼稚園・保育園再編について、小・中学校規模適正化計画について、教育センターについて、方保田東原遺跡について、公民館の組織・運営について、市立病院の改築工事について、以上７件につきまして、３月定

例会以降のそれぞれの進捗状況、今後の取り組み等についての調査を行いました。

続きまして、本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案４件、陳情１件であります。

当委員会は、６月12日、３階会議室におきまして、委員全員出席のもと、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

まず、議案審査に先立ち、来る６月21日、22日に開催されますツール・ド・コリアージャパン2008、山鹿ステージの現地調査を行いました。最初にパレード走行区間の出発地である鞠智城、次に周回コース出発地のあんずの丘に出向き、当日のタイムスケジュール、会場レイアウト等の詳しい説明を受けました。その後、実際にロードコースを周りながら視察を行いました。大会当日、天候に恵まれ、事故なく成功裏に終わりますことを願うものです。

次に、人数増により、手狭になった六郷小学校児童の学童保育施設の移転先であります、あんずの丘交流施設を視察しました。

調査終了後、昼食のため休憩をとり、午後２時より委員会を再開し、付託案件の審査を行いました。

議案第56号　山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

議案審査終了後、養護老人ホームの民間移譲に向けてのスケジュールについて、小・中学校規模適正化計画に基づく山鹿小学校、川辺小学校関係者への説明状況について報告を受けました。なお、幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」については、閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

寺崎総務常任委員長。

［総務常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務常任委員長（寺崎勇児君）

おはようございます。

本定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案３件であります。

６月13日午前10時から、議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

審査に入ります前に、４月１日付け人事異動による職員の自己紹介を求めました。

議案審査に先立ち、現地調査を行いました。玉名市の福祉センターにおきまして、平成23年開業予定の九州新幹線鹿児島ルート並びに新玉名駅の概要について、鉄道運輸機構玉名建設所長及び大牟田鉄道建築所長から説明を受けました。その後、新玉名駅周辺地域等整備計画の建設現場を視察、担当者から、現在までの進捗状況について、詳細な説明を受けました。

菊水ロマン館で昼食をし、帰庁いたしました。

午後１時30分から、委員会を再開し、議案の審査をいたしました。

議案第59号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号　損害賠償の額を定め和解することについて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありせんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号から議案第58号までの３案件を一括採決いたします。議案第56号から議案第58号までの３案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり、可決されました。

次に、議案第59号及び議案第60号の２案件を一括採決いたします。

議案第59号及び議案第60号の２案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号から議案第63号までの３案件を一括採決いたします。

議案第61号から議案第63号までの３案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第65号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、請願第８号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第８号は原案のとおり採択されました。

次に、陳情第22号に対する委員長報告は継続審査であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第22号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　議員派遣の件

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

日程第２、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、派遣することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程追加

日程第３　意見書案第２号　国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま意見書１件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りします。

この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第３、直ちに議題といたします。

意見書案を職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意見書案第２号

平成20年６月17日提出

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　永田　紘二

山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し、強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩落の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。

このような時期に国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法」に基づき、業務・組織の見直しが予定されており、また、旧緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、19年度末で解散し、水源林造成事業等は、森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところです。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要望します。

記

１．森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等、税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出

２．緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興

３．計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設

４．国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年６月17日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長　河野洋平様
参議院議長　江田五月様
内閣総理大臣　福田康夫様
外務大臣　高村正彦様
農林水産大臣　若林正俊様
経済産業大臣　甘利明様
環境大臣　鴨下一郎様

○議長（高野誠二君）

意見書案第２号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、堀茂幸議員、ありませんか。

○11番（堀　茂幸君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第２号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第２号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

よって、平成20年（第３回）山鹿市議会６月定例会を閉会します。

午前10時28分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**永　田　紘　二**

山鹿市議会議員　**堀　　茂　幸**